

総務常任委員会
決算・予算常任委員会総務分科会

(令和元年 9 月 12 日)

○ 萩須智之委員長

おはようございます。

昨日に引き続きまして、財政経営部の所管部分、資料説明をしていただきましたので、質疑から入らせていただこうと思います。

ご質疑のある方、挙手をお願いします。

○ 豊田政典委員

まず、追加資料のほうからですけど、資料作成、ありがとうございました。

補助金負担金の総括表をつくっていただきまして、9分の3、ここが一番上に書いてあるように補助金交付基準があって、それを何年か前に議会提案によって変えた。その際、3行目、終期も設定する。当然のことながら設置要項も管理するというのが基本なんですけど、まずそこまでは全ての補助金。

ごめんなさい。その前に財政経営部のかかわり方、補助金、負担金、全般に何をやっているのか、何が関係ないのか、各部局なのか、そこをちょっと教えてください。

○ 川口財政課長

補助金負担金に関しまして、財政課といたしましては、当然、予算を編成していく際におきましては、その必要性とか、その補助金を出す金額に対する費用対効果も含めて、そういった観点では一通りチェックをさせていただくということで予算編成をさせていただいています。その後、執行管理に関しましても、財政課のほうに執行の際に合議が回ってきますので、それについて執行上でもチェックをかけていく、予算を置いたときのその目的ですとか、その趣旨に沿ってきちっと執行されていくのかというところもチェックをさせていただいております。その結果について、今回決算という形で一覧にまとめた形で報告のほうをさせていただいておるというところが一通りのかかわりというところではないかと考えております。

以上です。

○ 豊田政典委員

そうしたら、先ほどの質問ですけど、補助金事業に関するもろもろの終期であったりだとか、そういう形式上のチェックはここで聞いて、財政経営部に聞けばいいんですか。

○ 川口財政課長

そうですね。個別の一つ一つの補助金についてどこまでお答えできるかというところはございますが、全体の考え方については財政のほうで管理しておるといふふうになっているということでございます。

○ 豊田政典委員

一つの形として終わりの日、終期を設定するというのは統一的に全補助金についてされていると、そういう受けとめ方でいいですか。

○ 川口財政課長

基本的に3年というふうな形で終期のほうはつけさせていただいて、それを補助金の要綱の附則で終期のほうは定めておるといふ形になります。その終期ごとに再度補助金を継続するのか否かというようなところでの調書のほうもつくりまして、チェックをかけた上で必要性を考えて、継続するなら継続するというような形での執行をさせていただいております。

○ 豊田政典委員

体裁については管理してもらっているということ。

3ページのこの表なんですけど、平成29年度決算と平成30年度決算を比べて、件数は5件しかふえていないけれども総額で12億円ふえている。それから、さらにもっと右へ行くと平成30年度当初ではさらに6億円ふえている。このあたり、特別な理由があるのかなのか。

○ 川口財政課長

表の見方で1点だけ申しわけございません。一番右のほうに書いてございます平成30年度当初予算ということで、令和元年度予算を記載させていただいたのではなくて、平成30年度の決算と比較していただけるように平成30年度の当初予算にこれだけ置かせていただ

いたという、そういう比較表にさせていただいてございますので、今、豊田委員がおっしゃられたような平成31年度のイメージではないというところだけまずお伝えさせていただいた上で、金額ベースでは、少しきのうの説明の際にもさせていただきましたが、大きく動いたところ、例えば上の補助金等のところでいきますと、こども未来部で4億2600万円ほど増加しておりますし、商工農水部で9億円ほど増加しておるといようなところでございますが、こちらにつきましては、こども未来部のほうにおいては、民間保育所の整備に対しまして、整備があればこれを補助するといような形になってございますので、平成30年度は整備における箇所数についてもふえたといようなことで、4億2000万円ほどの増となってございます。商工農水部のほうにつきましては、企業立地奨励金につきまして、平成30年度が平成29年度よりかなりふえたといようなことで、9億円ほどの増ということ。この二つが主に大きく影響しまして、全体では12億円ほどの増加となっておるといようなところでございます。それ以外の補助金についても増減等がございますが、一つ一つにつきましては、常に年度ごとによって変わるものを今回集計させていただいたといようなところがございます。

○ 豊田政典委員

最初に言われたのは、順番として、この表でいうと平成29年度決算39億円、その次が右の平成30年度当初の59億円で、決算したら左から2番目の平成30年度決算の52億円、時間的にはそういう順番なんですね。

それはわかりましたが、こども未来と企業立地、企業関係、それを差し引いたらプラスになるんですか、マイナスになるんですかね、ざくっと。

○ 川口財政課長

今、例としてご紹介させていただきました民間保育所の補助金の増減、これが3億5000万円余りでございました。企業立地のほうが8億2000万円余りの増ということで、合わせて11億7000万円ぐらいの増となっております。ですので、それだけではまだ12億8500万円の全体には達していないといようなところがございます。

○ 豊田政典委員

その時々というか、時世によってまた新しい事業をやるやらない、やめる、それによっ

て増減はあるかと思うんですけれども、根本として、交付基準の考え方として、見直したときもそうですけれども、それまで慣例とかによって、悪く言えばだらだらと、支給された補助金を改めて見直して真に必要なものに絞り込もうと、ベクトルとしては減らす方向性だったと思う。ところが、少なくともこの2年間を見てみると全体的にふえている、合計すれば、というところが私にはどうも解せない。その辺の方向性、ベクトル、あるいは特殊要因、さっきのは別にして、ほかの要因があるのかどうか。この補助金負担金、補助金の総額から見える金額の傾向についての総括、財政経営部としてはどのように捉えていますか。

○ 川口財政課長

補助金につきましては、総額で今、平成30年度決算でかなりふえておるというところですが、一つ一つの補助金につきましてはそれぞれ補助対象経費の増減というのがある、それに対して補助率なり定額となるような補助金、いろいろございますが、そういった形で補助の額が決まってくるというようなところで、毎年度その対象経費につきましては、項目によってはいろいろ、当然整備事業であれば整備があるかないか、その規模によって額が決まってくるというようなところで増減がされていくというふうなところがございます。

委員おっしゃっていただいています継続的な補助金でその補助の使命が終わったもの、もしくは、その薄れていっているようなものについては終期を定める、もしくは段階的に削減していくというような形で、これは見直しを行って、それぞれそういった形での見直しのほうを常にやっていくというような方針でございますし、新たに必要になってくるような補助金については、予算のほうでお示しをさせていただいた上でそれを補助していくというような流れでございます。

その結果、一つ一つ見ていきますと増減があるという中で、結果的に増という形にはなっておりますが、全体として必要なものに補助をするというスタンスでございますので、結果、今回は減った、来年度はふえたというところは出てくるかとは思いますが、そういうスタンスで臨んでおるといふようなところでご理解いただけたらというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

取り組みの方向性としてはわかりましたが、繰り返してみたいになりますけど、3年周期を置くということは期限を切ってやめていこうという方向性だと思うんです、基本の流れとしては。ところが、わかりませんが、ふえている件数もというところが非常に気になるところではあるんですけど、例えば、個別の補助金の内容の金額の妥当性とか必要性というのは各部局に任せてあるんですか。それを、改めて全体をチェックする機能が財政課にあるのかなのか、そこが数年前はなかったの、今どうなっているのかなと思っています。

○ 川口財政課長

補助金につきましても、ほかの事業もそうですけれども、全て予算を通して金額のほうは決めていくということになりますので、補助金の見直し基準を策定しておりますのも財政経営部のほうになりますので、その基準に沿って予算要求がされておるか、もしくはその金額が妥当であるかという部分は、予算査定の際に全件財政のほうで一応査定をするという形にはなりますので、今委員がおっしゃられたような統一的な視点で見ておるかという部分については、財政経営部のほうで予算査定を通してやらせていただいております。

○ 豊田政典委員

わかりました。今の答弁を信頼しておきますが、こういったものはなかなか、常に意識しておかないとついつい前年並みになったり、相手がある、団体がある場合とかはかなりデリケートな部分もあるかと思っておりますので、その辺、財政の役割をきっちり、引き続き果たしていただければ結構でございます。

負担金は、件数が三つ減って金額が減っている、国体だけが突出してふえているんですけど、国体も含めて全体的に平成29年から平成30年にかけてどんな作業があったのか、どんな変化があったのかって答えられますか。

○ 川口財政課長

主だったものでということで申しわけございませんが、商工農水部の3億4500万円の減につきましては競輪の事業ということで、きのうも少しご説明させていただきましたが、平成29年度に特別競輪があって、それで売り上げがふえた。その分で納める負担金の額

が決まってくるというようなところもございまして、平成29年度の売り上げに応じて平成29年度はたくさん負担金を納めておったと。平成30年度については特別競輪がなかったということで、売り上げ自体が下がって負担金も下がったというのが一番大きなところでございます。

もう一つ、スポーツ・国体推進部でいきますと、平成30年度につきましてはインターハイがございまして、そちらの関係の負担金というのが平成30年度に限って発生しておるといふようなところで、ふえておる主な要因としてはインターハイの分の負担金というふうを考えてございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

その辺の予算額、わかりました。

これも総額17億円ということで多額の負担金をそれぞれ払っている。これについても、やっぱり従来どおりという考え方に陥りがちなので、それを仕切っているのは同じように結局は財政経営部なんですね。だから、常にといいか、改めて各部局に不断の見直しという意識を持ってもらって、相手団体の規定で決まる場合が多いので、四日市市だけでは決められませんけれども、そういう声を上げていって変えていくという作業が必要だと思いますので、まず四日市が率先して、県内、全国で声を上げるというのは大事だと思いますから、そういう意識を強く持って臨んでいただければ結構です。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員

先ほど豊田委員がお話しされていたところでちょっと確認というか、教えてもらいたいのは、前に補助金の継続も含めてフロー図をつくって、この場合はもう補助金、必要ないよねというのを指すように指示されてやられましたよね。その部分が例えば補助金の上限というか増減につながる、ここの部分のところについては、例えば今、3年なら3年目には見直しで継続するのかというのを、そこのところでチェックしたからこういうふうになったというのは、当然財政経営部でやられているのかな。それとも原課でその状況を見てそれをチェックして、そうすると最終的に信用されるって、信用されやんところもあるのかなという言動もあったようなところがあります。それをしっかりと意識してほしいというのは当然のことやと思うんですけど、そういうチェック機能を豊田委員は前のと

ころにも提案されていて、それをうまく使われているのかどうかな。それさえ使っていれば、ふえているのは胸を張ってフロー図のとおりチェックして、補助金が継続になった理由もそこに当然あるだろうし、当然、カットされる部分のところについては理由があって、トータルでふえていてもしっかりとした議会のほうに報告はできるのではないかなと思って聞いておったもので、そういうことになっているんですよねという確認をしたいんですけど。

○ 川口財政課長

少し説明をさせてもらった部分はあるんですが、予算査定の際に補助金等の評価調書というような形でチェックするシートを用意させていただいて、それを各要求課が要求のときにつけてくるということになります。それを財政経営部のほうで評価を行いまして、毎年度、必要額も継続するかどうかも含めて確認をさせていただいて金額を置くというふうなことで、フロー図に沿った形の調書で確認をしておるところでございます。

○ 竹野兼主委員

わかりました。

委員のほうからフロー図も出すべきやと、チェック機能が働かないというのをちゃんと今も使ってもらってやってもらっているんだという確認だけであればそれで結構です。ありがとうございました。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

市庁舎及び総合会館における電気使用量、電気料金の推移についてということで資料をありがとうございました。

この資料を見ながら、行財政プラン2017のこの取り組みで見ておるんですけども、94ページ。出していただいた資料は庁舎と総合会館なので1639万円という数字で、行財政改革プランを見ると、電気料金3900万円ぐらいになっておるんですけど、これはほかの施設も、全体の、学校施設から全部含めたという数字の違いですかね、これは。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

委員からは、電力入札の削減額3905万6617円と、そういう数字だと思います。この削減額につきましては、市庁舎以外に消防本部の中消防署、北消防署と、あと、楠地区市民センター市民生活課分室等々を含めまして、上下水道局の施設とか市立病院等は除いておりますけれども、施設としては12施設ございまして、そういった12施設の電力入札による削減効果というのは3905万円で削減率は29.8%と、そういう数値となっておりますのでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

今、市立病院と上下水道は除くという話だと、これは公営企業だからということですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

行革プランの削減効果を求める中で、市立病院と上下水道局は公営企業という部分もありますので、その分は除いた数字という形で上げさせていただいたところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、行革プランの中で、96ページには市立四日市病院のエネルギー使用量云々でE S C O事業を展開するとなっておりますので、これはやっぱり、さっき言われた仕分けの中で、病院は病院独自でこういうE S C O事業をやりながら光熱費の削減に取り組んでいるという仕切りですかね。

○ 伊崎行財政改革課長

先ほど、E S C O事業のことにつきましてご確認の質問があったかと思えます。

委員おっしゃるとおり、この事業に関しましては、病院がE S C O事業ということで、光熱費の削減についての取り組みをしているということでもありますので、別の項目だてといたしまして、行革プランにおいても別の改革項目として整理しておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、上下水道局は上下水道局でこれから取り組んでいくんですかね、E S C O事業として。そうすると、二つの病院と上下水道以外の学校とか教育委員会も含めて、トータルにそういう水道光熱費を削減で、一般競争入札とかL E D化で削減の努力はしていただいておりますけれども、E S C O事業とかそういうのを展開するという方向性はないんですかね。

○ 伊崎行財政改革課長

E S C O事業の今後の取り組みのことについての見通しということでご質問いただいたかと思うんですけれども、都市整備部のほうで、今ちょうど議会のほうにもご説明を申し上げておる段階というふうに私は把握しておりますけれども、道路照明のE S C O事業化で光熱水費の削減を目指すというような構想を抱いております、そのことについて、今まさに議会のほうにご説明申し上げておる段階というふうに把握をしております。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

その話は私も承知しておりますので、できることをやっていくんだらうなと思っておるんですけど、僕も余り制度がよくわからんのですけど、ある程度のスケールメリットの中でE S C O事業が効果的だということなんですかね。例えば、小中学校全体的に契約上一貫性ができたりするんですかね、その辺はどうなっているんでしょうかね。

○ 伊崎行財政改革課長

おっしゃるとおり、ある程度固まった施設、大きな施設、電力消費量が多いというところがそういう省エネの設備を入れて運転の管理運営の効率を図って、事業者としてもそういうところの削減効果があってこそそのE S C O事業が成り立っていくというところになりますので、ある程度のスケールが必要かというふうには考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えば市の庁舎、総合会館で今資料を出していただいておりますけれども、もう既に両方LED化はされているので、今後空調とか熱源とか、その辺の対策はあるんでしょうけど、ESCO事業というのは、LED化する熱源の設備を更新するとか、そういうトータルのな、コンサルティング業務的な事業という意味で捉えていいんですかね。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

市庁舎、総合会館については、当然のごとくLED化工事を実施して全体的な光熱費の削減という意味で、その辺のところは計画的に取り組んできたところでございます。

ESCO事業という形のものという大きな捉え方以外にも、当然、光熱水費の削減というのは行財政改革の中で全庁的に取り組むべき課題というふうには認識をしております、例えば平成30年度におきましては、民間の法人なんですけれども、一般社団法人の省エネルギーセンターのほうに依頼をいたしまして、さらに光熱費削減手法、何かできないかというので分析をしてもらいました。そういった中で、市庁舎、いろんなどころの、えらいマニアックな話なんですけど、機器の調整とか、いろいろ細かなところもこういうふうにしたらどうかという提案もいただきましたので、そのところを精査して、採用できる部分は採用してきておるということで、ESCO事業という相対的な大きな話とは別に、市庁舎、総合会館については、先に向けて努力をしているという状況にはございます。

○ 樋口博己委員

そうしたら、行財政改革プランのほうで94ページの取り組みに対する効果というところで水道料金の削減とあるんですけど、踏み込んで、市立四日市病院は井戸を掘って自主水道で供給していて、これはいわゆる危機管理上の複数の水道を待つという観点があるんですけど、水道料金の削減というのはどこまで効果が見込まれるんでしょうかね、削減することが上下水道局にとっていいのかどうなのかも含めて。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

電気料金、ガス料金、水道料金、光熱水費というのは庁舎管理上にとってはその辺のところを削減していくのは、当然必要性は感じております。

そういった中で、水道料金については、他の自治体を見ますと、特に水道を多く使用す

る施設の中で節水こまといいまして、そういった節水こまを導入して水道料金を抑制しようという自治体もございます。そういった中で、市庁舎、総合会館もいろいろそういう分析はしたんですが、特に節水こまを使用して効果が大きいというのはトイレでございまして、現状、トイレのほうでも節水こまの導入というのも種々検討はしたんですが、まず、市庁舎のトイレについては、今年度からトイレ改修をしまして節水型の機器も導入されますので、その辺のところ、節水こまという形の導入というのは、それをしても効果はないだろうと。機器を導入することによって節水につなげていこうと。それ以外の水道料金を多く使う施設については、今後、他自治体のほうで節水こまを導入している自治体もございますので、そのあたり、調査研究をしていく必要はあるかなというふうには認識しておるところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、違うところで契約するとかということではなくて、節水をするという意味の水道料金ですね。上下水道局の契約には変わらないということですね。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

樋口委員おっしゃるように、上下水道の契約内容というよりも、いろいろな節水機器の導入の可能性等を研究していくというもので、いろいろ、種々検討しているという状況でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

庁舎はLED化が一番大きいなものなんでしょうけれども、空調とか、設備上更新できない施設もあるかと思えますけど、いろんな形で民間の知恵、コンサルという話もありましたけど、今後、できる限り削減の努力を引き続きお願いしたいなと思えます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員

今の樋口委員の関連で、当然、一般競争入札しかないですよ。いろんな話を聞くと、一般競争入札じゃないところと一般競争入札、公平性はよくわかるんですけど、企業として一般競争入札に入るといっていろんなものが、自分のところのノウハウが出てしまう、公開することによって不利益を生じるので、一般競争入札よりも低い金額で本来提供ができるのに、一般競争入札ということなので諦めざるを得やんだという事業者の話聞いたことがあるんですけど、そういう部分のところ、今言う行革のところ、少しでも値段を下げられるという部分のところよりもやっぱり公平性という意味合いの四日市としては一般競争入札が重要やというふうに考えられているかなというところはあるんですけど、その点については、基本的な考え方はどうなんでしょう。

○ 伊崎行財政改革課長

光熱水費に関して、供給される形での契約の仕方のことについてのご質問だというふうに理解をしております。

ご質問の趣旨とはずれますけれども、ガス入札につきましては、ガス事業法の改正によりまして今は自由化がされておるという状況でございます。ただし、ガス入札には経済産業省に対して小売りガス事業者という届出が必要だということがありまして、届出をしている事業者が本市の場合ですと東邦ガスさんと中部電力、この2社さんという形になりますので、ガス入札に関しましてはこの2社で指名させていただいているというような状況です。

電気につきましては、おっしゃるように一般競争入札でさせていただいております。これは、趣旨としては、先ほど委員のほうもおっしゃいましたけれども、やはり公平性、公正性というところに着目しまして、そういった中で、一定の条件を示した中で一番安価な値段を示していただいたところと契約をしているところが今の現状でございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

その答えは普通にわかって質問していて、それはよくわかっているんですけども、一般競争入札じゃなくて、例えば随契の形、絶対に四日市ではやらんなどわかっているん

ですけど、他の自治体ではその随契をすることで一般競争入札よりも値段を下げられるところで実際に金額が下がったというふうな契約をした自治体があるというのを聞いたものでちょっと確認だけさせてもらったので、またそういうことも知っておいていただいて、本当に財源的にもしそのところが余りに大きな金額があるというのがあれば、そういうものも一応考えていかないかなのじゃないかなという意見だけ述べさせてもらって、返事はもういいです。

○ 樋口博己委員

市税の収納率向上、きのうも関連した質疑をさせてもらったんですけど、谷口議員の一般質問のときも、新たにラインペイをという話もあって、きのうのやりとりの中で、納期内納付率というのをを出していただいている、これをしっかり目指そうという話だったんですけど、これは納期内を超えて、例えば平成30年度というと、平成30年度末までに納付してもらおうと平成30年度の納付率に反映するんですかね、そういう意味ですかね。

○ 内田財政経営部参事兼収納推進課長

市県民税、固定資産税と、年4回の納付期限がございます。その納付期限までにお納めいただいた、納期内に納めていただいた方について納期内の納付率というのをカウントしてございます。全体的にいく収納率ですね、これにつきましては、納期を超えても年度内にどれだけ収納されたかという捉え方になります。というのは、まず、納期内にきちっと納めていただくことによって、いわゆる滞納が減るということで、納期内にきちっと納付していただくような形に力を入れているということでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、納期内を超えて滞納に対する対応をされると思うんですけど、財産調査件数というのが減っているの、これは納付率の向上に結果としてつながっているんだと思いますけど、調査権とか差し押さえ権というのは、経費というのはどういったものがかかるんでしょうかね。例えば預貯金を調査するとか、生命保険を差し押さえるとか、そういう経費というのはどんなもんかかるんでしょうか。

○ 横山収納推進課副参事

まず、財産調査の経費といたしましては、先ほど樋口委員がおっしゃったように、まず大きいのは金融機関への照会というところで、その照会というのが、やはり経費が銀行のほうもかかりますので、基本的にはそういう申し合わせがございまして、1件当たりで、紙の使用料という相当で1件15円というところでさせてもらっています。ほかの経費も、例えば生命保険のほうもございしますが、中には生命保険のほうでも基本的にはほぼ無料での回答をいただいておりますが、若干回答のほうに経費もかかるというところもありまして、そういったところがこの財産調査の経費として上げさせていただいております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、預貯金の調査は1件15円なので経費がかからないというわけではないですけども、そんなに大きな経費じゃないということですね、人の手の人件費だということではないんですかね。

○ 横山収納推進課副参事

委員おっしゃるように、人件費のほうでというところにかかっております。

○ 樋口博己委員

生命保険は民間で無料というところもあるという話だったんですけど、不動産に関してはどうなんでしょうかね。

○ 横山収納推進課副参事

不動産につきましては、まず四日市市内のほうに土地家屋をお持ちであればこちらのほうで課税をしておるわけですので、そこで調査して、いわゆるうちの資産税のほうのデータを活用して確認させていただいておりますし、例えば不動産登記のほうを見るにしても、不動産登記の申請を法務局にしますもので、これは公用でやっていますので、そういうところで経費はかかっておりません。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、平成30年度で不動産の差し押さえが69件なので、件数はそんなに多くはないんでしょうけれども、これは市外というか、遠方に出張して差し押さえる行為というのは発生しているんでしょうかね。

○ 西山収納推進課副参事兼課長補佐

不動産に関してですけれども、遠方の場合であってもかかる経費というのはありません。プラスするとすれば、四日市市内であれば前に法務局がありますので、職員が出向いて全く無料です。遠方に出向くことはありません、郵送で行いますので。郵送費がかかる程度でございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、単年度の中での収納推進に関しては、人のマンパワーでやって、必要経費としてはそんなにかかっていないということで確認させていただきました。

これは、年度内に納付されなくて機構へ行ったりすると、それはそれで負担金があって、そこで賄うわけですね。機構に行く前に庁内で現年度で納付できなくて次年度に納付の催告をする場合でも、基本的には制度上の中でマンパワーでそんなに経費としてはかかっていないという理解でいいですかね。

○ 横山収納推進課副参事

まず、滞納整理のフローチャートでいきますと、当然、一番初めに納入通知書を送ります、その経費はまた別ですけれども。滞納繰り越し、年度を超えて滞納になった場合においては、まずは文書催告であったり電話もしますし、そういったところの経費がかかってきますので、やはり滞納になったということは、折衝せなあかんと。まず相手方と話をする、そして事情を聞いて、それに見合ったきめ細やかな対応、相手の状況に寄り添った対応というのが必要になってきますので、そこはやはりおっしゃるとおり、収納推進課の職員のほうがそういったところで時間を費やしておりますので、マンパワーというふうでよろしいかと思います。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

非常に頑張っているとは思っておるんですけども、一方で監査のほうでは、現年度でいうと0.61%、件数で何件かわかりませんが、きちんと納税いただいている方がみえる一方、納税できていない方もみえるので、そういう不公平さはあるという指摘もありましたので、引き続き現年度に関しては限りなく100%を目指して。滞納分に関しては、いろんな事情で年度を超えて滞納しているということもありますので、逆にそれは丁寧な対応、どういう理由で滞納に至っているのかということもしっかりと対応いただきたいなと思います。

○ 横山収納推進課副参事

ありがとうございます。

確かにこの税金の課税といいますのが昨年の収入に応じて翌年度に課税されますので、どうしても去年の収入があったとしても現時点では困難という方もいらっしゃいますので、そこは先ほど樋口委員がおっしゃっていただいたように寄り添った形で納付相談を進めて、きちんと100%を目指して頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

追加資料じゃないところもいいですか。

○ 萩須智之委員長

じゃ、かわる前に関連で竹野委員からご意見があります。お願いします。

○ 竹野兼主委員

方向性はすごくよくわかりました。差し押さえた部分のところで寄り添うというのが物すごく重要やなと思うんですけど、寄り添い切れやん場合ってあるのかなって聞いていたんですけど。ということは、差し押さえた場合に、処分せざるを得やんような状況になったという例は今までにあるんですか。当然金額に沿った部分かもしれないですけど、例えばもしそういう状況が起こった場合、不動産の場合、予定しておった金額よりも低くなる

形になったりもするのかなと思って、樋口委員が指摘されている部分、低くても処分をきちっとすることが、そこまで市としても本気でやっているんだという姿を見せやんと、後々、差し押さえられておっても全然苦にならんのかなというような部分ではあかんのかなというふうに思ったりもするので、現実にもそういうものが差し押さえられた部分がきちっとした形で処分せざるを得やんようなことがあったのかどうかだけちょっと教えてください。

○ 横山収納推進課副参事

先ほど竹野委員のほうからお話しいただきました。差し押さえは、種類としましてはこちらの表にもございますけれども、預貯金であったり生命保険であったり、そして不動産と、幾つかの不動産、動産のほうを差し押さえさせていただく中で、本市といたしましては、当然、預貯金とか生命保険を換価するというのは容易にできるわけでございますけれども、不動産につきましては、実際、競売ということ、民間ですとそういう手法があろうかと思いますが、本市といたしましては至っておりません。といいますのは、昨日もお話しさせていただいた地方税の管理回収機構というのがございまして、あちらのほうは困難案件という高額であったり非常に誠意の見られないという滞納者に対しての、要は厳格な対応をしておるそういう組織でございますので、そこへ移管して、管理機構のほうがいった不動産の処分をして換価し、そして、四日市のほうの資産になっていくというような一つの流れになっておりますので、本市としての不動産の競売等の換価はございません。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

わかりました。ありがとうございます。

きのうの部分のところで、悪徳市民と言ったら、何という言い方をすればいいのかわかりませんが、機構に回すという話をされていたのは、そのところでつながったというのがよくわかりましたので、ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

では、樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

行財政プランで何点かお聞きしたいと思います。

32ページの、これはちょっと確認だけなんですけど、納税者の課税内容に対する理解が得られるようにということで、納付書を見やすくということで書いてもらっています。私も何件か、見にくいとかいろんな問題とか、以前もちょっと指摘させていただいたことがあったんですけど。先の話で申しわけないですけど、令和3年度から新しい課税システムになるので、そのときに本格的にリニューアルするよということで、令和3年度の課税分からということでいいですかね、ちょっと確認ですけど。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

先ほどおっしゃっていただいたように、納付書の更新をするということが、今の新しいシステムを入れるタイミングでということで考えさせていただいております。

したがいまして、そのときに色も含めてそういったことができるのであれば検討させていただきたいというふうに思っているところがございますが、いろんな意味で制約がございまして、何でもかんでも我々が思うように変更ができていくかといいますと、当然、銀行さんの問題であったり、あるいはコンビニさんの問題であったり、そういったところがきちんと読めるということが大前提になってくるということもございまして、そういったところとも十分に協議を重ねながら進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○ 樋口博己委員

これは、ちなみに令和3年度からという話なんですけど、マイナンバーと連携することも想定されておるんですかね。システム上というか、何らかの形で関連することってあるんですかね。こことは違いますけど、健康保険証が令和3年からと違いましたかね。担当外の話で済みません。マイナンバーと関連する可能性があるのかだけ。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

健康保険証なんかは病院のほうで毎回お示しをするということが必要になってまいりますからそういったこともあるのかもしれませんが、税に関しては、基本的には個人の市民税につきましては年4回ですし、固定資産税も年4回という形になります。それについて

は、マイナンバーカードで引き落としというような形のものではなくて、きちんと納税通知書を出させていただいて、それをバーコード等で読み込んでいただいで納付していただくということで、マイナンバーカードと直結させるというのは、今のところは考えてございません。

○ 樋口博己委員

これは税にかかわる話だったのに踏み込んでしまいました、済みません。

66ページなんですけど、受益者負担のあり方についてということになっていまして、平成29年度、平成30年度と施設別の行政コスト計算書を出していただいています。これに基づいて今後受益者負担を精査するという話だと思うんですけど、平成30年度に関しては、何か具体的に受益者負担を変更したということってあったんですかね、まだこれからということでしょうかね。

○ 伊崎行財政改革課長

受益者負担の適正化についての取り組みについてご質問いただいたというところだと思っています。

まず、行革プランの改革項目にありますとおり、その施設において、いただいている使用料がどういった状況なのかというところがまず改革の初めというふうな思いもありまして、そういったところから、私どもでつくっております公会計に基づきます施設別の行政コスト計算書、ここには施設でかかったコストとともに、その施設を運営することによって入ってくる収入もあわせてそこには示してございます。逆に言うと、あわせて記載することによってその施設における税の投入が幾らであるかというところが明らかになると。つまり、公が負担している部分と利用者が負担している部分というのがそこで明らかになってくるというところが施設別の行政コスト計算書をつくった大きな意義の一つだというふうに理解をしております。そういったところをまず明らかにすることによって、その施設のコストの負担の状況を明らかにまずして、それをまた市民の方にも理解していただくというところが改革の第一歩かというふうに考えておりますので、平成30年度の取り組みといたしましては、そういったところの取り組みを進めたというところがまず1点でございます。

今後につきましては、四日市市はそれぞれの施設ごとにおいて、施設ができたときに使

用料を幾らにするのかというような形で決めているというのが現状でございます。他の市町におきましては、受益者負担のあり方について、一つ統一的な考え方に基づいて利用料を決めていくというところがございます。具体的には、よくありますものが、その施設の状態、性格、そういったものについて分析をして、例えばその施設が市しか持っていない施設なのか、あるいは、民間でも持っている施設なのか、あるいはもう一つの考え方として、市民として必ず使わなければならないような施設なのか、あるいは、利用者が限られるような施設なのかというところを考え方の軸にして、そういったところで利用者に負担していただく負担の率というのをそういった観点から分類分けをしていって、そこでその施設の利用率を掛けまして利用料というのを算出していくというような考え方を持っている市町が幾つかございます。四日市はそういった統一的な考え方は今のところございませんもので、そういった考え方をまず持つことを目標に今後は進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、そこに至るまでに幾つか整理していかなきゃならない問題があるかと思えます。例えば、市外の方の利用の負担と市内の方の利用の負担というのをどう整理していくのか、あるいは、例えば特にスポーツとかの施設を念頭に置いておるんですけども、子供さんの利用についてどういった考え方を持っていくのか、そういったところ。あと、先ほども申し上げましたが、こういった使用料、一遍決めてしまいますとなかなか見直しというのが、税率の見直しの機会ぐらいしか今のところ実績としてはないというところで、そういったところで定期的な見直しというのを考え方として入れていかなきゃならないのではないかと、そういった幾つかの課題点というところは把握しておりますので、そういったところをまず洗い出しをいたしまして、一つ一つ解決の方策というのを、考え方というのをまとめてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

基本的にはそういうルールをつくっているという実態があるというような説明やっただんですけど、例えば市営駐車場なんかは、これはもう民間の施設もありますし、受益者負担割合としては最も高いんだらうなと思っております。

施設別コスト計算書を見ていると、橋北交流館、あれが利用者1人当たりのコストで一番高かったと思うんですね、たしか8万7000幾らなので。それを単純に数字で受益者負

担としてみるのかどうなのかというところの基準をつくるという話ですよね。それなりにコストはかかっているけれども、あそこはもともと小学校で、それを交流館にしたという経緯もあって、どういう福祉的なものなのか、子育ての支援なのか、いろんな視点を持ちながら受益者負担を考えるということですね。わかりました。

例えば、最近できた施設、テニスコートとか今建設している体育館とか、この辺に関してはそういう受益者負担という、整理した一つの考え方、まだまとまっていないのかもわかりませんが、どの施設あたりからそういう考えを取り入れると捉えていいのでしょうか。

○ 伊崎行財政改革課長

先ほど委員にご指摘いただきました新しい体育館、新しいフットボール場、あと、新しい野球場につきましては、先ほど説明を簡単にさせていただきましたので申しわけなかったんですけども、今までその施設にかかるコストがまずどれだけなのかというのを計算した上で、先ほど申しあげました負担率というのを掛けて、それをこま数に落として1こま当たりの利用料金を出していくというやり方を考えておるわけなんですけれども、先ほど申しあげました新しい体育館、新しいフットボール場、野球場につきましては、もう既にその考え方を導入して利用料金の算出を行っておるところでございます。

今後はこの考え方を統一的な考え方に落とし込んで、全庁的な展開をしていきたいというふうな思いで今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そういう受益者負担の考え方を積み上げていく中で、財政経営部から施設を所管するのはまた違うところにありますよね。そこにはどれぐらいの拘束力というか。例えば具体的に言いますと、西の老人施設なんていうのはどちらかというと特定の方が利用してみえる、昭和40年代ぐらいですかね、できた施設で、そのときのルールによってできているので、健康福祉部はあり方を整理するという話だったんですけど、財政経営部としては、その考え方をもとに所管する担当課にこういう考え方だということはすると思うんですけど、それはどれぐらい拘束力があるものなんですかね。

○ 伊崎行財政改革課長

課題のある施設についての情報共有というものにつきましては、当然私どものほうからこういった施設別の行政コスト計算書に代表されるように、私どもの役割の一つといたしましては、そういったあり方というか、ありようといえますか、現状というものをまず横串を刺した形で明らかにして、それを各課に示して検討の材料の一つに当然していくというのがまず一つの役割というのもあります。当然、情報のやりとりの中であり方、ありようについての情報共有というのは当然やっておりますので、そこは協同して進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

ある意味これは縦割りのいいところだと思うんですね。財政経営部としての整理をして、こういう見方があって、この施設のあり方もこう捉えるべきだということだと思いますので、それはしっかりとその立場の中で担当課に申し出ていただきたいなと思います。

○ 土井数馬委員

いろんな施設の受益者負担のあり方、今お話しいただいたんですけれども、きのうも言いましたけど、テニスコートとか、今も出ていましたけどサッカー場とか、全国レベルの整備をしてきたということは、やはり他市から合宿なんかを誘致する。そういった場合、特別に料金設定をするのか、あくまでも本市の受益者負担のあり方、入場料とか使用料のあり方でいくのか、この辺はどういうふうに考えられているのか。

○ 伊崎行財政改革課長

まず、シティプロモーションにその施設をどう活用していくのかというようなご質問かというふうに受け取らせていただいております。

今まさに指定管理の話になっていくんですけれども、本年度、来年4月からの管理を目指しまして、四日市ドームの指定管理者の選定の作業を今まさに進めているところでございます。その選定する中におきまして、選定の作業中ですのでなかなか提案の内容とかについてはまだ申し上げられない部分もございますが、私どものほうが市として四日市ド-

ムを今後運営していくに当たって、こういった形で活用していくのかというところにつきましては、そういったシティプロモーションの部分につきましても、市が求める施設の利用ということで募集要項等にそういったところは示してございます。そういうところから施設のシティプロモーションにどう活用していくかというところについての方策というところにつきましては、そういったところで意識してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 土井数馬委員

ちょっとわかりにくかったですけれども。シティプロモーション的に捉えれば、別途の料金設定も考えているというふうに捉えてもよろしい。

○ 伊崎行財政改革課長

指定管理者制度に関して申し上げますと、市で定める条例の料金というのが上限でございますので、指定管理者の裁量でそれ以下の料金設定をするということは可能でございます。ですので、そういった部分での提案は可能な余地を残しているというところでございます。

以上です。

○ 土井数馬委員

今回の施設は、主に国体向けに整備をされているものだと思いますけれども、それが済めば一般市民に公開するのが原則ですので、当たり前ですけれども、今、シティプロモーションと声高に言っていますので、やはり市外から県外になると、やっぱり四日市に来てもらうためにそういう施設の活用というものを考えていかないといけないというふうに思っておりますので、ぜひその辺は、指定管理者もあるでしょうけれども、市全体としていかに他市から来ていただくのか、その辺をよく考えて進めていただきたいと思います。これは要望しておきます。

以上です。

○ 樋口博己委員

最後なんですけれども、84ページで、公共施設の整備運営方針の検討ということで、公民連携の推進ということになっています。平成30年度に指定管理制度運用ガイドラインを作成することでその制度の統一的な運用が可能となったためということでA評価になっておるんですけれども、これは平成30年度につくったので、今年度に既にガイドラインに沿って指定管理者制度を運用しているということになるんですかね。

○ 伊崎行財政改革課長

指定管理者制度の運用ガイドラインについてご質問いただきました。

ガイドラインにつきましては、まず、つくった思いといたしましては、指定管理者制度、四日市市も平成16年から北部墓地公園から始まりまして、かれこれもう10年以上経過をしております。指定管理者の期間といたしましても、3年から5年、その期間を管理させておりますもので、指定管理者の更新も4回目を重ねる施設も出てきております。そういうような状況の中、指定管理者制度そのものについて、基本的な制度の概要、あるいは、指定管理者の公募、特定の考え方、あるいはモニタリングの手続につきまして、網羅的なものをまず作成いたしまして、それが前例踏襲に流されないように担当課と意識共有をしたという思いの中からそういったガイドラインをつくったというところでございます。

ですので、ガイドラインで新たにこう決めたというものにつきましては、それほど数としては多くないんですけれども、今までみんなの意識の中ではあったけれども紙ベースにきちんと落としていなかったというようなものを含めまして、きちんと一つの冊にまとめたというところでございます。

ですので、これに基づいてことしからやっているのかと言われれば、もちろんそれでやっているんですけれども、当然、中身につきましては以前からやっているものも幾つかございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

この概要の中身は見ていなかったんですけれども、ガイドラインを作成することによって大きく変わるということか、メリットというか、ちょっとそれだけ教えていただけます。

○ 伊崎行財政改革課長

まず、指定管理者制度につきまして、一つ私ども行財政改革課といたしましては、制度設計を所管しておりますもので、一番意を配していかなきゃならないという点につきましては、統一的な制度の運用と、ここの施設はこうしているけれどもあそこの施設はこういうやり方をやっているというところについては、私どものほうが正していかなきゃいけないというふうに考えております。それを正していくために、今までもモニタリングのやり方につきまして、モニタリングマニュアル、あるいは、モニタリングの実施の手順書とかはもう既に整備をしておいたというところがございますが、一層統一的な運用を図っていくと、みんな同じ意識で同じやり方で指定管理者制度を運用していくというようなことに資するためにガイドラインをつくったということが主としてございますので、効果といたしましてはそういったところ、統一的な運用がこれによってより一層図られるようになったというところが一つの効果というふうに捉えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、先ほどの受益者負担じゃないですけども、市としての指定管理のあり方について、今まで時期によっていろんな新たな改革なりをする中で一つの統一的なルールの中で運用されていないところもあったので、それを整理したということですね。わかりました。

その上で、公民連携の推進ということで項目が挙がってしまして、中央緑地公園なんかはパーク P F I という話も今後取り入れていくという説明もあるんですけど、今後の展望として、民間手法の公民の連携の考え方というか、新たな取り組みを考えてみえるところなんてあったらちょっとご紹介いただきたいなと思うんですけど。

○ 伊崎行財政改革課長

今後の公民連携の展望というところでご質問をいただきました。

また私どものほうで具体的にいつからというところまではまだ至ってはいないんですけども、アイデアの段階ではございますけれども、各施設の包括管理業務委託につきましては研究を進めてまいりたいと思っております。具体的には、それぞれの今四日市にある施設、この後また協議会のほうでもそのあたり、お世話になるところではございますけれ

ども、四日市にある幾つかの施設につきまして、今それぞれの施設の所管課のほうで、例えば補修管理業務委託、設備の点検、あるいは簡単な修繕等々、それぞれの課が発注をして、契約をして、業務を進めているというところでございますけれども、そういったところにつきまして、包括的に契約を結びまして、そこの中で統一的な目線で点検をする、あるいは、統一的な目線で管理運営を行っていくというようなところを利点といたしまして契約を結んでいる市町も幾つかございます。そういったところの研究を進めまして、こういったところ、制度の導入が可能かどうかというところは庁内的にも議論を進めていきたいというふうに思っております。

ただ、幾つかやはり課題点というのもございます。例を挙げさせていただきますと、例えば施設の管理というのは、直営から手が離れてしまうということによって施設とソフト事業というのは裏腹な関係でございますので、そういったところで所管課における施設の意識が希薄になってしまうのではないかとか、そういった部分で幾つか課題点としてはございますので、そういったところにつきましては、当然洗い出しから課題の解消方法まで検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

包括民間委託というお話があったんですけども、確かに部局をまたぐことでそれぞれ違った性格の課が担当することを一つの委託する、どちらの課がそういった契約を結ぶのかという話から今言われたソフト事業という部分もありましたけれども、その辺もしっかりと行革の中でリーダーシップをとっていただきながら、しっかり目配せしていただきたいなと思います。

また、民間包括委託という話で、維持管理の話が出たんですけど、これからいろんな大きな事業もあります。図書館から始まっていろんな事業があるかと思っておりますので、そういった点で、発注業務から事前の協議をしていくとかアイデアをいただくとか、サウンディングという話も前にどこかで出てきていましたし、いろんな手法をもとに、これから行政マンも数が減る中でどう今のサービスをより質を上げながら維持していくかということが行革の一番の大きな狙いだと思っておりますので、重要な仕事だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

一ついいですか。包括管理委託は、前例はたくさんあるんですかね。

○ 伊崎行財政改革課長

まだ大変多くの市町村が導入しているという制度ではございません。どちらかというところと先進的な、施設管理について課題意識を持っているところが先進的に取り組んでいるというところがございます。私が把握しているところにおきましては、関東の佐倉でありますとか東村山、あるいは、関西ですと明石が平成30年の4月から導入しておるというところがございますので、そういったところにつきましても問い合わせ等をいたしまして、メリット、デメリット、課題点がないかとかというところも含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。ありますか。

じゃ、休憩をとらせていただこうと思いますので、午前11時30分再開をお願いします。

11：17 休憩

11：28 再開

○ 萩須智之委員長

時間前ですが、おそろいになられましたので、再開させていただきます。

引き続きご質疑のほう、お願いします。

○ 豊田政典委員

先ほど、行革プランの話が出ていましたので、行革プラン全体の話なんですけど、たしか平成30年度の対象は34項目で評価が出ていた。非常に高い評価なんですけど、改めて今

さらながらの質問ですけど、34、35項目というのはどうやって立てて、目標は誰が立てるのか、評価は誰がするのか、そこをちょっと確認させてほしいなと思いました。

○ 伊崎行財政改革課長

まず、行革プランの改革項目の立て方につきましては、まず、私どものほうがこの行革プランをつくるに当たりまして、今後の行財政改革に対しての大きな柱だてというものにつきまして考えます。そこで、今の行革プランにおきましては四つの改革の基本方針というものがございます。一つ目が市民とともに進める公共サービスの構築、二つ目が効率的で質の高い行政サービスの提供、三つ目が持続可能で健全な財政運営、四つ目が市民に信頼される行政運営と、この四つの基本方針を考えまして、それにつきまして、各課に対して全庁的にこの考え方に沿った改革項目の提出を庁内的には求めていくという形になります。そういった形で、各課の改革項目を並べまして、それにつきまして私どものほうとヒアリングを行いまして、項目だてとしての位置づけをしていくという形になります。

目標につきましては、担当の課からどういった目的、どういった年次的な目標、どういった成果目標というものについてまず聞き取りをいたしまして、それに対して私どものほうと協議をいたしまして具体的に改革の目標を決めていくという形になっております。

その成果につきましては、決算が締められました段階で改革項目ごとに各課とヒアリングを行って、成果がどうだったのか、目標に到達したのか、至らなかったのか、至らなかった理由についてはどういった原因があったのか、その改善についての方策はどういったものがあるのかというところについては協議をいたしております。そういった形で、評価につきましては、私どものまずは原課のほうから評価を挙げさせておるんですけども、私どものほうで横串をさす形で評価のほうを決めていくという形になっております。

この評価につきましては、また客観性を持たせるためということも十分考えていかなきゃならないところでございますので、私どものほうが所管しております行財政改革推進会議のほうにも行革プランの結果についてはお諮りをいたしまして、委員の方々のご意見も伺うというような手はずになっておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ 豊田政典委員

流れはわかりましたし、最後の行革会議というのは外部委員で構成するやつですよ。

それで流れ的にはいいと思うんですけど、最終的に外部を入れるというのは。毎回というか、節目ごとに行革会議の答申みたいなやつをみても、ほぼ外部評価そのままですよ。大した機能をしていないのかなと僕は勝手に思っていますけど。

○ 伊崎行財政改革課長

今現在、次の新しい総合計画に沿いまして行革プランのほうも新しいものに仕立て直していこうというふうに考えております。その行革会議の中でもそういった議論、今後の四日市市の行政運営に際して、どういった部分についてが大事なもののなのかというところにつきましても議論をいただいております。その中で昨年議論がありましたのは、特に目標に至らなかった部分につきまして、当然中心に議論をしていただいております。

そういったところで、今後の方向性についてのサジェスチョンをいただいたりもしておりますし、また、大きな話といたしましては、今後の行革プランがどういったところに着目していくべきかというところにつきましてもご意見をいただいております。例えばでございますけれども、SDGsにつきまして、今後、市役所としても取り組んでいかなきゃならないというようなところにつきましては、昨年、行革会議の中でもご議論いただいたところがございますので、先ほど申し上げました新しい行革プランにつきましても、そういった部分については重きを置いて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、そういった部分で行革会議を活用しているというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

わかりました。

市役所の仲よし会議ではいけないので、伊崎さんに期待しますので、新しい行革プランね。それと、全ての総括が終わった後には、やっぱり市民にわかりやすい形で、広報よっかいちとかで示しているのかわからんですけど、ホームページ等でも見やすい形で示していただくことも大事かなと思いますので、あわせてお願いしておきます。

○ 伊崎行財政改革課長

こういった結果につきましては、私どもが所管しております公会計も含めまして、各市

民の方々にもわかりやすい、なかなか内容的には専門的な部分がかなりございますので、そういった部分、かなり難しい部分がございますけれども、なるべくわかりやすい理解が深められるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ありがとうございました。

ここからはもう少し全般的な話なんですけど、決算審査の中で財政経営部に対する審査というのは非常にウエートが大きいし、財政の決算が終わったら半分ぐらい終わりかなと思っているぐらい時間をかけなきゃいけないなという思いがあるんですが、見ようと思っていた資料がどこかにいっちゃったんですけど、昨日も冒頭に、私、発言しましたが、平成30年度の健全化指標みたいなのがありますよね、財務指標。これだけ見ても非常によくなっている、劇的に改善されていますよね。経常収支比率とか将来負担比率とか、劇的ですよ、こんなの。だから、その理由。収入が増加したということも大きいんでしょうけれども、財政経営部財政課が健全化ということで仕事の一義だと考えるとすれば、150点、200点満点、もっと大声で叫びみたいなのぐらいの勢いだと思うんですけど、どういうふうに捉えていますか。

○ 川口財政課長

委員からも少しおっしゃっていただきましたが、今回、財政指標に関しましては、全ての項目について前年度より改善する、――大幅にというふうな形容もつけていただきましたが――そういう状態でございます。通常の実績にプラス、今回につきましては平成30年度、税収の増、これも通常ではないという大変ですけども、そういったような税収増もございまして、いわゆる分母になります標準財政規模でありますとか税収入、こちらのほうが大きく前年度よりもふえたという形で経常収支比率等が大きく改善しておるといふようなところでございます。当然、常に財政指標については意を払ってきて、それが改善するような形で財政運営のほうは行ってきてはおる中でそういった特殊要因があったということで、今年度については大きく改善しておるといふふうには考えてございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

それで、税込増、東芝メモリなんですけれども、これは特殊要因と言われるけれども、この先、指標も税込に伴ってまた悪化するという見通しですか。

○ 川口財政課長

悪化といいますか、当然、今ある税込が分母になってございますので、その分母が小さくなれば分子のほうの小さくなりぐあいの比較で数字が上昇するという可能性はあるというふうには考えてございます。

○ 豊田政典委員

少しほめ過ぎましたけど、外部要因が大きくて市役所職員の努力は余り関係ないと、そんな総括でいいですか。

○ 川口財政課長

普段の努力といいますか、通常の業務の中で借金の部分ですとか基金の貯金の部分ですとか、それから執行の部分で経常経費の見直しというものはずっと続けてきてございまして、例年の下げという形では、ずっと毎年改善のほうをしてきてございます。

今回、大幅にという部分で少し特殊要因があったというようなご説明をさせていただいたということでございまして、当然努力のほうは怠ってはいないというふうには思っておりますし、起債の借金の返済とか、起債をどの程度借りるかというような部分、これも当然税込によって借りなくても済んだという部分もございましてリンクはしてございますが、努力のほうも当然行っておるというふうには考えてございます。

○ 豊田政典委員

わかりました。

平成31年度以降、また見守っていきますが、それで、例えば平成30年度の決算で、平成30年度当初予算の説明のときもそうだったと思うし、今年度の当初予算、議案説明もそうだと思うんですけど、史上最高の税込であるとか、そのとおりですよ、これは見込まれるはずだとあるんですけど、必ず市長の議案説明は先行き不安で油断するなと言うんですよ。あれ、財政経営部が書いているんですか、原稿。

○ 川口財政課長

先行き、税といいますか、財政の部分の先行きの見込みにつきましては、当然財政のほうで考え方等につきましてはお示ししてございます。

○ 豊田政典委員

毎年書きますよね、悪かったときも。書かんでもええんと違うか。しばらくはよさそうだとか、頑張っていこうぜみたいな。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

少しずつ毎年いろいろ言い方は変えているんですが、当然、リーマンショック時から回復してしばらく好景気が続いた時代については急変するリスクもあるというような言い方をしてまいりましたけれども、今回、特に今年度に入ってから大分景気の状態も変わってまいりましたし、今回、8月補正で後ほど説明させていただきますけれども、税収の見通しについても相当な振れしている状況にあると思っておりますので、今後も四日市市の税収というのは世界的な経済の情勢によって大きく変わる、大企業によって大きく左右されるような税収構造になっておりますので、その辺のリスクについては必ず認識していかなければならないということで、そういう考え方は説明の流れの中で必ず出てくるような流れにしております。済みません。

説明は以上です。

○ 豊田政典委員

予算提案というのは、私、ずっと言っていますけど、市民代表たる我々に対する1年間の金の使い方のプレゼンテーションだと思っていますので、書きぶりというか空気感というか、それは最終的には市長の決断というか、市長の思いなんでしょうけれども、そんな常套句のように書く必要はないのかなと思いつつながら、予算編成から執行後のことについて聞いていくんですけど、かつて財政状況がよくないとか税収が下がっているとか、そういう時代が続いたとき、井上市長時代とかね、シーリング方式をとっていましたやんか。シーリングを当てはめて前年度の割合に合わせて何%減らすんだ、その中で部局、考えろとやっていましたよね。今はどうなんですか。平成30年度にしましょうか。同じようにシー

リングというのが何%アップとか、比率を変えずにそこをまずやるわけですか。どうやってやってきたの、予算編成。

○ 萩須智之委員長

マイナスシーリングということですね。

○ 川口財政課長

来年度の予算の規模といいますか、税収等の歳入の見込みから入りまして、その見込みによりまして来年度の実際の歳出の規模みたいなもの、そういうのをまず一回見込みます。それによって税収、歳入のほうは歳出に対して前年度並みでいけるのか、それよりも抑えなければならないのかというような見込みのほうをまず考えまして、前年より抑えなければならないということであれば、それに応じて経常経費であっても削減をするということで、マイナスシーリングというのを課してきた時代が過去ずっと続いてきてございました。当然、新しい事業をやろうというのには別途、前年度にはないお金が必要になってまいりますし、そのあたりの財源を確保するためには計上部分、今までやってきた部分を削ってでも新しい部分に財源をつくろうとか、そういうのが来年度の予算編成に向けてどういう形で財源の確保をしていくかということによってそういう形をとってきたということになります。平成30年度ないし平成31年度、令和元年度につきましては、税収がある程度あるというふうに見込まれたという中でございましたので、そのシーリングに關しまして、いわゆる計上部分ですね。今まで引き続きやってきた部分につきましては、前年度プラスマイナスゼロでの要求という形で、スタンスとしてはそういう形でいってございます。ですので、マイナスのシーリングということではございませんが、増要求も可能という形でもない。いわゆる前年度並みで要求をしていくというゼロベースのシーリングというふうに呼んでいますが、そういう形での要求にしてございます。

○ 豊田政典委員

プラスではない。まず、シーリング方式で割合を変えないという考え方が、——それぞれ考え方があって思うんですけど——余り腹に落ちないんですよ。私の理解では予算の編成の流れとしてざくっと、総合計画関係がまずあると、これは別だて。それにプラスして、新年度に新しいでかいやつがあれば、これをスプリングレビューとかサマーレビューで出

すべきものは出すんですよね。それとは別に経常的な必ずやらなきゃいけないやつもどけておいて、その残りをシーリングでいくんですか、ちょっと違う。

○ 川口財政課長

経常的な経費の部分にシーリングをかけているということになります。ですので、決まった分という大変ですけども、毎年度やっていく事業ですとか、そういう事務的な経費も含めてですけども、そういった部分にシーリングを適用して、それ以外の政策的な部分につきましては別途1件ずつ、この事業に対して幾らずつ予算を置くかというような査定の作業をします。その中に推進計画事業や新規事業も含まれておるといことでございます。

○ 豊田政典委員

そんな流れの中で気になるのが、各部局は1年間の事業目的とか大目標、これを考える機会があるんだろうかということがまず1点。最終的に1年、幾ら使って何がしたいのか。個々の事業はわかりますよ、個々の事業は、財政経営部に何かペーパーを出すのかもしれないしヒアリングがあるあるのかもしれない。1年間こういうことを、幾つかの個別事業をやって1年でできへんのなら10年でいいんですけど、最終的に行き着く先の目的というのを見失いがちではないかというのを何かよく感じるんです。例えばこの決算の資料だっそう。目的、予算だてのときからそうだし、それから、決算に臨むに当たって総括なんて各部局はしないわけですよ。少なくとも文書できちんとした。予算だてのときの各部局の意識と、それから1年終わって決算に臨むに当たっての振り返りというか、そういう機会って金の流れの中で、予算決算の流れの中であるんですか。ないように思うんですけどね。

○ 荻須智之委員長

これは、経常的部分だけマイナスシーリングを適用ということですから、その範囲でよろしいですか。

○ 豊田政典委員

それは政策的な部分も技として出すかもわらんですよね、大目標のために。だから、決

算の管理人であるのは財政経営部じゃないですか。お金の流れの中で全部、あのサイクル中で、果たして各部局が大きな目標を振り返ったり改めて見直したり修正したり総括する流れができているんだろうかという。非常に強く危惧を感じるんです。

○ 川口財政課長

予算だてのときからということですので、当然、委員もおっしゃっていただきましたが、そういう部の大きな新年度へ向けての方針、事業についてはそういうスプリングレビュー、サマーレビューという形で、これは基本的には委員がおっしゃっているように事業ベースでの話なのかもしれませんが、そういった形で意識統一、それから、どういった事業をやっているかという部分での検討も含めて、そこから引き続いて当初予算という形の流れにはなっております。ですので、それを最終まとめたような形で当初予算ができ上がります。それを各部局、どういう形で予算のほうを編成したかというのは、当初予算資料の中で一応ご説明をさせていただいておるといふふうには考えてございますが、部局別の総括部分とそれから各個別の事業というような形で、考え方については予算ではお示しをさせていただいているのではないかとこのように財政経営部としては考えてございます。

その後、それを決算に向けて1年やってきた成果をどのような形で振り返っておるかという部分につきましては、当然資料といたしましては財政経営部でつくっておりますこの主要施策実績報告書、こちらが最終とりまとめて議会へのご報告というものの中で一番主要なものになってくるというふうには考えてございます。この中に、これが予算決算という形で款項目というのに縛られてご説明の資料になってございますので、部局総括といったような資料になっていないというところで今委員のご指摘の部分があるのかなというふうには感じてございますが、こちらのほうにはそれぞれ各所属のほうでその年度の目標に対してどういったような結果、成果が出たのかというような観点で記載のほうもするよということ資料のほうは作成させていただいておるといふふうには考えてございます。

ですので、振り返りにについても、そういった中で各部局やっていくというふうな流れにはなっておりますのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

仕組みとして財政経営部なりが考えてそういう流れをつくっているというのはよくわかりましたが、私は各部局の各課の意識がそこに追いついていないような気がします。それから、この報告書についても部局別に、分科会資料もそうですよ、そういったものが一切なかったり、あったとしても、つくってもらっても、これはやりました、やりました、やりました、これだけですよ、そうじゃない。やっぱりそこには成果もあれば残った課題もあるはずなんです。そのことが、課題についてはほとんどないですよ。これはできなかった、これはうまくいかなかった、それで当たり前だと思うのに、一切そういう足跡が見えないというか。だから、そういったこともまた考えてくださいということにしておきますが。

やっぱり我々議会が一番決算で考えなきゃいけないのは、1年間、自分たち市民の金が幾ら集まって何に使われてどんな成果を上げたかというのを検証せなあかんわけですよ。ところが、今の資料ではなかなか見にくい。検証するために議会ももっと頑張れよという話ですけど、自己評価できちんと総括してもらわないと、取っかかりがなかなか、僕のレベルが低いだけかもしれないですけど、ここが課題だった、ここがうまくいった、いかなかった、こういう成果があった、今度はこうするんだというのをもう少し見えやすくしてほしいし。

それから、予算のところで説明いただいたんですけど、川口さんが言われるような意識がみんな、各課、各部局が持っているとしたら、もっとわくわくするような予算説明になると思うんです。予算説明であつたり、今度予算常任委員会がありますよね、説明があつて答弁する。議会も悪いんでしょうけど、何か受け身じゃないですか。受け身じゃなくて、1年間こんなおもしろいことをやるので聞いてくれというようなもので、そういうふうにならへんかなと俺はずっと思いながら、批判ばかりするもんであかんのかなと思ったり、自己反省も込めながらですよ。本会議でもこの前言ったんですけど、議会と執行部と思いは一緒なので、最終目標、これをお互いに知恵を出し合って、執行部はこういう提案をしてきた、もっといいのがあるんじゃないかというのが我々の仕事なので、クリエイティブな予算審査であつたり政策審査、それから、1年間の振り返りにしていきたいと思っていますから、とりとめのない話ですけども、川口さんの心にとどめておいてください、期待していますので、あなたが頑張らないと。とりあえずそんなところですね、この件は。

一旦終わり。

○ 萩須智之委員長

答弁か決意はありますか。

○ 川口財政課長

熱い思いをいただきまして、財政経営部のほうも先ほどお答えしましたように、委員と同じように考えてございます。今回の決算の資料につきましても、委員会資料にはなりませんが、部局別の総括をつけるべきであるというようなことで、各部局に通知はさせていただいたところではございます。

資料のできばえにつきましても、きょういただいたご意見も含めてさらによくしていくよう努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

川口課長が言われているのは、例えばディーラーもの、相場が3割下がったり、円高とかという外部要因があって、四日市市ではどうにもならないところがやはり脆弱な一番大きなポイントかなというふうには捉えております。豊田委員もよくわかっていらっしゃると思うんですけど、その中での決意表明ということで、よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

お昼ということで、まだまだありますか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

じゃ、先に樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

ちょっと資料がどこか……。

○ 荻須智之委員長

じゃ、豊田委員、先をお願いします。

○ 豊田政典委員

いただいた追加資料の各所属に所管する遊休地の話なんですけど、管財課がまとめてもらいましたが、これ、まず、どこまで聞けるんですかね。特に教育委員会、上下水道局とか、他部局のところも行けるの。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

管財課の分は当然ですけど、その他の部局について、内容の度合いによりまして答えられる部分、ある程度内容は、私ども、ヒアリングしている部分がございますので、その中身によっては、詳細な部分では答えられない可能性もあるかと思えますけれども、一応どういった内容かについて委員のほうからご発言いただければというふうに思います。

○ 豊田政典委員

どこまでというのは、管財課の仕事ぶりがわからないわけですよ。例えば健康福祉課の西南総合福祉センターの土地について、これは健康福祉課が全部やらなあかんことなのか、管財課が管理するのか、その辺はどうなんですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

例えば健康福祉課の西南総合福祉センター用地ですけれども、今現在は当然のごとく、これは健康福祉課が所管している土地ですので、健康福祉課が手続的なものをまず所属のほうで責任を持ってやっていくと。管財課の立場としては、その辺の手続等がおそいとか不備があるとか、その辺のところを全体的に指導していく立場でございます。

○ 豊田政典委員

管財課所管になっているやつが普通財産で、それ以外が行政財産。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

管財課の土地については当然普通財産でございますが、その他の土地については、内容

によって行政財産のものもあれば、――資料のほうに行政財産、普通財産の区分がしてなくて申しわけございませんけれども――行政財産、普通財産、他の部局についても混在はしております。

○ 豊田政典委員

個々のやつを聞くことはしないんですけれども、よくわかりませんが、読んでいって、中には貸し付けをよしとして募集していたり、今後利活用を検討するとあるけれども、多分、想像ですけど、とてもじゃないけど使えないやつというのはあるでしょう。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

この中身も、他の部局のものも見てみますと、土地によっては、例えば上下水道局の総務課の土地を見てみますと、旧あさけが丘ポンプ井、これが66㎡の土地、一番下の旧山の手1号井、これも69㎡の土地ということで、例えば、あさけが丘のポンプ施設につきましては、その土地の状況からみまして一番突き当たりの土地でございますので、なかなかこの面積からして他に使い勝手というのは非常に難しい。恐らく上下水道局としても、これは突き当たりの土地で、隣地の方に買ってもらうとか、その辺のところの方策をいろいろ、恐らくそういったところで研究、検討しているだろうというふうに思っています。

○ 豊田政典委員

ということで個別にはわかりませんが、売却もできない、活用もできない、貸し付けもできないとなったら、どんな方法があるんですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

本来的には普通財産において売却を図りたい、なかなかそれが難しい。次のステップとして貸し付けをいろいろ募集していくという形になるのかと、それもなかなか困難であろうという場合につきましては、なかなかその辺のところ、有効に活用する手だて、なかなかない土地であれば、その土地の状況にもよりますけれども、売却につきましても、例えば一般競争入札で難しいとなれば隣地の人に買ってもらうとかという働きかけも必要かと思えますし、本当に狭い土地であれば売れないけれども、例えば通行量が多い土地であれば、通行量に面した土地であれば、例えば看板等の設置で広告収入が図れないかとか、そ

ういった研究はしていく必要があるかというふうには思っています。

○ 豊田政典委員

いずれにしても、長年放置というか、利活用されずに置かれている土地がこの中にも幾つかあると思います。遊休地という名前ですからそういうものなのでしょう。それはやっぱり四日市市という自治体にとって健全な財産の状態ではないと僕は思うので、何らかの整理は必要だと思います。ですから、今回、せっかく改めて出してもらったので、各課の所管の部分を含めて、土地の管理ということを改めて手がけていくように再スタートしてほしいんですけど、最後。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

昨年度の決算におきまして、この総務常任委員会の中で市の所管している土地というのは遊休化している土地があるはずだと、その辺のところの適正な処分について考えるべきだというご意見をいただきまして、そういうご意見もいただいた上で管財課のほうで、今までしていなかったんですが全庁的に調査をいたしました。公有財産を総括している管財課としましても、その辺のところ、財産の管理というのは非常に重要であるというふうに認識しておりますし、今年度の予算編成に当たりまして、新風創志会さんからいただいた要望を見ていると所有資産の有効活用と、そういうことも触れられておりますし、資産の有効活用の部分というのは非常に重要な業務だというふうに認識しておりますので、有休地につきまして、これがほったらかしにならないように、これからも管財課としても全庁的な管理に努めていきたいというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

直接ここに関連するかどうかかわからんのでお聞きするんですけど、土地開発公社がいろんな土地を持っていて、それが解散して市に移管されると管財課で管理するという事なんでしょうかね、どちらで管理するんでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

土地開発公社のほうから代物弁済という形で平成30年度に取得した土地、305筆ございます。305筆で公募面積で約46haの土地を代物弁済として市が取得をいたしました。昨年

度、取得する段階では、これを全て政策推進課の普通財産として位置づけまして、今現状は政策推進課の所管となっておりますが、この土地につきましては、その土地の形態から見て、この部分は道路用地として使える可能性があるとか、この部分は工業用地として使える可能性があるという形で、政策推進課のほうで担当部局の割り振りの案を示しております。今年度にかけて各部局のほうにその土地の所管がえといたしますか、その辺のところの手続をしていこうと、そういう流れになっておるところでございます。当然、行政財産として使用できないような土地については、一部管財課のほうで所管することになるというふうな認識は持っておるところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

一つだけあえてお聞きしたいなと思うんですが、昨年の決算のとき、あそこの土地が一つ、今年度で売れたと思いますけど、金額とかその辺だけご紹介いただけたらなと思います。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

委員からは、昨年の決算委員会の中で管財課が普通財産で持っておる旧みたき保養所の土地ですかね、地下に埋設物があってなかなか売れなかったという土地の状況だと思うんですが、旧みたき保養所の久保田の一部の土地なんでございますけれども、今年度、7月10日に入札を実施いたしまして、こちらにつきましては1523万円ということで売却をいたしました。

○ 樋口博己委員

さっき、地下に埋設物があるというので、その辺を相殺してプラスということではないんですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

地下に埋設物もあるという形で、そういったところ、再度一般競争入札にかけるという段階で、再度その土地の評価がどうなのかという形で、鑑定評価のほうの一部見直しを行いまして、そういった地下埋設物の状況も多少加味されて、当初の予定より価格のほうが

若干ですけれども評価を下げたような形で一般競争入札を実施いたしました。そういった関係もあったのかどうかわかりませんが、非常に問い合わせも多くございまして、最終的には立地条件もあったと思うんですけど、久保田2丁目の周りが住宅地という状況もございまして、住宅開発にしようという、恐らくそうだと思うんですが、そういった形でその土地については応札があったという状況でございます。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

なしというお言葉をいただきましたので、それでは、議員間討議についてはいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

では、続きまして、ご質疑、議員間討議はございませんので、討論に移ります。討論がありましたらご発言願います。よろしいですか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ないようですので、分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

異議なしということですね。原則どおり採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、

第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、桜財産区について、認定すべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしといただきましたので、本件は認定すべきものと決しました。

全体会送りはいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ということで、これにて財政経営部所管分の決算審査を終了します。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、桜財産区について、採決の結果、別段異議もなく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

午後1時15分から再開ということで、予算分科会を始めさせていただきますが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

12 : 12 休憩

13 : 14 再開

○ 荻須智之委員長

午後、再開させていただきます。

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第2項徴税費、第3条地方債の補正についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑等がありましたら挙手にてご発言願います。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第23目 諸費

第2項 徴税費

第3条 地方債の補正

○ 豊田政典委員

国庫支出金についてなんですけど、社会資本整備総合交付金と防災安全社会整備交付金、改めてですけども、これの交付金額が決まるまでの流れを簡単におさらいさせてください。

○ 川口財政課長

両方交付金ということで、まず、それぞれのメニューごとに挙げていく事業みたいなものの区分があるということで、その区分ごとに申請できるものを集めて来年度の事業というようなことで、前年度にまず予備申請みたいなものを挙げていきます。その後、内示のほうがくるというような形で、これが年度に入ってから内示のほうやってまいりまして、また、その内示に合わせて額の調整といいますか、若干の事業費の調整などを行いまして、それに合わせてもう一度申請等をする機会もございますので、そういったところで実際には金額のほうを合わせていくというような流れになります。

○ 豊田政典委員

内示額というのは市ごとに来るのか、三重県全体でどかっと来るのか、県内との関係性というか、県内全体ではどうなっているのか。

○ 川口財政課長

内示額自体は県を通じて来ますので、一応事業ごとにこの事業には幾らというふうな形ではやってまいりますが、それについて、市のほうで交付金という扱いですので、市のほうで額は変えずに事業の割り振り等は変えさせていただくことが可能であるというふうになっております。最終的には使い切れなかった市が出てきたりとかすると、県の中で再度また余った分の配分みたいなものがある場合もあるというふうには聞いています。

○ 豊田政典委員

そうすると、例えば三重県なら三重県の総額というのは、まず一番最初にあるわけ。

○ 川口財政課長

県の総額がぼんと来るというよりは、各市町が事業の申請をしていきますので、一応その事業に対しての内示のほうをいただくというふうにはなっております。

○ 豊田政典委員

やりくり、県内での調整というのは、何でそんなことが起きるんですか。

○ 川口財政課長

これは必ず起きるということではないですが、例えばある市で100万円の補助金がついたということで、それを執行していく中で執行しきれない部分が出てきたりとかしますと、交付金としては一部不執行の部分が出てくるといようなことで、その不執行になった部分はまた追加で配分が来る場合もあるということです。これは必ずあるとかということではなくて、仕組みとしてはそういった形もあるということです。

○ 豊田政典委員

今のところは、三重県内で簡単にいえば余ったらどこかで使いませんかみたいな、そういう調整ということですね、違う。

○ 川口財政課長

そういう場合もあるということで、必ず余ってくるというわけではございませんので、四日市の場合であれば、いただいた補助金、交付金の額以上の申請をしてございますので、使い残すということはないですので、そういうふうに県全体でそうならば当然配分はございませんし、もしそういった場合があれば、そういうことも仕組みとしてはあるということです。

○ 豊田政典委員

前年度申請があって、今回、減額が幾つか出てきているんですけど、大体毎回減額ですよ。その辺の作戦というか読みというか、多目に出しておいてこのぐらいになるだろうみたいな見通しがあるのか、今回はどうなのか。

○ 川口財政課長

国からの交付金をいただく形になるのがよりよいというふうには考えていますので、例年いただく金額ベース以上の申請はしていくようにということで、申請のほうはそのように考えさせていただいております。ですので、基本的には申請額よりは内示額というのは割れてくるといいますか、少なくなるというのが、四日市市としては例年そういうふうになっております。

○ 荻須智之委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

203番の資料の3ページで伺います。

まず、納付者がふえたから個人市民税がふえたというふうに書いてあると思うんですけど、これはどこそこの企業って言ってええんかな、どこがふえたとかその辺は、どういうことでふえたのかという中身をもう少し伺いたいたいです。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

全体としての給与所得者の人数が当初見込んでいたよりもふえたということで、どちらの企業の方々がふえてきているかというところまでの精査が、そこまでは行っておりません。

したがって、今ここでどこがふえたからこうなったというようなことは、大変申しわけないんですが、お答えすることができません。

○ 森川 慎委員

調べられないのか、調べていないのかはどうですか。調べるつもりがないということですか。

○ 鈴木市民税課付主幹兼市民税第2係長

先ほどのご質問なんですけれども、調べられないことはございませんけれども、この場で例えば結果がわかったとして、ある社の従業員の方の納税額がふえたということを発表させていただいていいのかという問題もございまして、その辺はよく考えるべきかということは考えておりますけれども。

○ 森川 慎委員

わかっていないんですよね、市として把握していないんですか。発表できやんのはわかりますが。例えばどういう業種の人たちが今ふえておるとか、それは市内の経済の状況を見ていくんやったらとても大切な分析かなと思うんですけど。

○ 鈴木市民税課付主幹兼市民税第2係長

四日市の特性上、思い浮かべられる事業者様等あります。その辺、こちらが考えつくところに関しては調査させていただいております。

以上です。

○ 森川 慎委員

一番最初に課長から答弁いただいたのはわかっていないとかいうお話で、今やとちょっと発表できないとか、何かちょっとずれがあるのかなと思うんですけど、わかっているけど言えないのかとか、もうちょっと明確に。

○ 荻須智之委員長

どの辺まで把握しているかということですか。

○ 森川 慎委員

別に企業はどこそこやとか、答えを出すつもりはないですけども、どういう分野のどういう業種の人たちがふえてこうやって個人市民税がふえておるとか、そういう分析なりはされておるのかというところを伺っているんですが。

○ 荻須智之委員長

いかがでしょうか。分析等をしていらっしゃるか。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

あるところがふえたのではないかなという、ある意味、スポット的に給与所得者、その部分での会社の人たちがふえたのではないかなという予想のもとで今のお話ですと調査をしたということでございまして、全企業のどういった業種の方たちがそれぞれふえてきているのかというところまでは、基本的には分析はできていませんし、調査もできておりません。多分やれるとすると、私どものほうに上がってくるのは給与支払報告書という形でそれぞれの企業が何人ぐらいのどういった方々が所得があるかということについて、人数等で給与支払報告書の全体の中で人数がそれぞれの企業ごとに上がってはまいります。それを毎年毎年調べていかないと、基本的にどの企業のどういった業種でふえてきているとい

うのはわからないというのが現状でございます、それぞれの企業ごとに番号は打ってございますので、比較できないかということそうではないのかもしれませんが、余りそのことで給与所得者に関する市県民税の増減が大きく左右するとは思っておりませんし、その分析そのことをやることによっての我々働く側の職員にとっての負担もかなり大きなものになってくるだろうというふうに考えているところでございます。

○ 森川 慎委員

別に分析せえとか調査する必要があるんじゃないかということ聞いたのではなくて、単純にこの数だけやと2500人の雇用がふえたということでもいいんですよ。いいのであれば、どういうところがふえているのかとか、そういう証拠は持っていますかというだけの質問であって、いろいろお話しされていくと、こういうところはふえておると思うから、その調査をしているとかしていないかよくわからんけどという答えが返ってきて、あるんですかと聞いただけなんですけど、別に調べろという話じゃなくて。でもやっぱりその辺の分析というのは大ざっぱでは必要なんじゃないかなとは思いますが、別に答えを求めるつもりはありません。

次の質問にいきたいと思いますが、法人市民税のほうが減額されておって、これは一つの会社なんですかね。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

一つの企業だけではございません。ただ、昨年度、ある程度の業績が上がっている会社がたまたま、毎年中間申告をいただくときにはその半額をいただくというのがルールになっておりまして、ところが実際に決算をしてみればそこまでは上がらなかったということで、その分が減額になっているということでございます。

○ 森川 慎委員

大体想定するところは一緒と思うんですけど、今後どうなっていくのかという見込みはありますか。また減額で出てくるんですかね、同じぐらいの額が半年後とかに。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

まだまだ厳しい状況はあるかなというふうに考えているところでございます。

○ 森川 慎委員

それは、全然先は読めないですか。半期後が厳しいのはわかるけど、またこの後、1年、2年後、3年後とか、読みようがないか、私企業のあれやと、どうですか。ずっとまだ今後、税収が、法人税が恒久的に得られへんようになるというのであれば、何か市としても考えていかなければいけないことが出てくるのではないかなという思いで聞いていますけど。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

市税全体で申し上げますと、そこだけの収益に基づいて私どものほうの予算が大きく左右されるといったところ、そのみではございませんので、ただ、ある程度影響しているということは事実でございます。

したがいまして、今、その業種に関しましては非常に厳しい状況にあって、まだ先行きが見えていないという状況でございますので、先ほどおっしゃられたそれに対する大体のところまでは、正直私ども、急激にそういうような状況になってきているというところがございまして、そこまでは考えきれていないというのが現状でございます。

○ 森川 慎委員

経済なり一般の需要供給の話とか世界的な経済の状況もあって、先が見通せないのはもちろんわかりますし、答えられないということも理解しますが、もし赤字がどんどん毎年積んでいって、結局大量のリストラであるとか、ひょっとすると倒産ということだって、今の時代、ないことはないわけで、そういうところも含めると、先ほど聞いた個人市民税の分析であるとか、今の四日市市内の経済の状況というのは十分に研究して把握していってもらわんと、対応が後手後手になっていって、結局、市全体、まち全体が傾いていってしまうというようなこともないとも言えませんから、難しいのはわかるんですけど、やっぱりその辺はもうちょっと敏感に考えていただきたいというのが、所管ですのでお願いしたいと思います。

あわせて、固定資産税のほうはふえているんですけど、これは法人市民税の減税した企業とは全然関係ないところの設備投資がふえているんですか。

○ 須藤財政経営部参事兼資産税課長

1社のみではございませんので、複数の大規模法人、指定法人等の設備投資全体がふえたという結果だというふうに考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

法人税を赤字決算が見込みを満たすことができなくて、法人税が納められないとってここで減額しておるわけですね。その企業とは関係ない業種なんですかということなんですけど、機械とか石油と書いてあるので多分関係ないかなと思うんですが、そこを確認しているだけなんです。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

先ほど資産税課長の須藤が申し上げたのは、その企業も含んだというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○ 森川 慎委員

そうすると、設備投資がふえておっても赤字になっているような状況で、そういうのが計上されておるということかな。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

私、先ほどある業種のところについては急激にというお話をさせていただいたかというふうに思います。昨年の秋以降、急激にそういった状況が変わってきた。なおかつ、ことしに入ってからさらに大きい動きがある中で今のような状況になっているという状況なんですけど、ことしの設備投資の関係から言いますと、設備投資するのは、計画をつくるのはそういった状況の以前から当然計画は組んでまいりますし、それに対する準備も進んでくる。場合によっては、そういった購入する先との契約も済んできているということもございまして、私どものほうに法人税として申告をされるのと実際に設備投資がされるというのでは時期がずれるという、そういったこともあるということでご承知おきいただきたいなというふうに思います。

ですから、当初はもっともっと先行きよくなるというふうな見込みの中でいろいろ計画

が立てられていたと。

○ 森川 慎委員

経済情勢が急激な変化があつて、設備投資もある程度計画的にふやしておるところがあつて、そうすると余計にリスクとしては高まっているのかなとも思います。ちょっと個別の企業を出せへんもんであれやけど、その辺もやっぱり総合的に考えておいてもらわんと、四日市市の全体としていろんな問題が出てくるかなとも思いますので、もうこれ以上聞いてもあれなのであれですけど、なるべくやっぱり、できるだけ分析を常にしておいてほしいなとも思います。先行きがわからんからこそいろんなデータがあつたら対応できることもきつとあると思うので、そんなことをお願いして終わります。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員

基本的で本当に申しわけない。償却資産、投資額に対して何%とか、税額ってありますよね、それと何年間かというのがありますよね。そこの基本的なところだけもう一回教えてくれやん。

○ 須藤財政経営部参事兼資産税課長

償却資産のほうですが、税率のほうは1.4%でございます。ただ、その設備、器具、ここに書いてあるのは機械器具製造というのが書いてあります。こういう装置類ですと8年ぐらいの短い償却の期間でやりますし、構造物等、大きいものであれば40年とかというものもございますので、一律ではございません。

○ 竹野兼主委員

建設物と償却資産やで民間のいう財産に対して償却していく部分についての金額である、それが1.4%というような状況ということですね。

今、森川委員が言われておつた、経済って本当に生き物ということではなかなかわからん。この前で言うなら、リーマンショックで大きなところが歳入の問題になつたというのは、いらっしゃらなかつたからその辺のところはどうなんというところがあると思うんですけど、それを回避していこうというか、何とかなしにじゃないけれど、足りやん部分を何とかするために財調をふやしていったという状況になりますやんか。

ということは、森川委員が言われた部分のところについては、当然、行政としてはそういうようなさまざまな対策をとっていて、もしものときのためにも用意ができていると僕は思っておるのやけど、そういう考え方で何とか運営していこうとしているということを言われやんと、もし私の思っておるのと違っておったらまた別ですけど、そのところはちゃんと話をせんと委員に対してあかんのと違うかなと思うんですけど、その点についてどうです。

○ 川口財政課長

竹野委員がおっしゃっていただきますように、財政運営といたしましては基金のほう、当然財調のほうも見込み、100億円をくだらないという中にもリーマンショックで受けました税のへこみ部分ですね、その分も加味した形で考えてございますし、今の財調の残高、120億円強ということで、その部分につきましてもこういった大きな特定の企業に大きく加味しているといえますか、寄与している部分も最近の四日市の税としてはあるというようなところも踏まえて、その分も含めての財調を今積みせていただいておりますところも含めて、財政運営としてはそういったところにも備えた形で考えておりますし、今後もやっていきたいというふうには考えております。

○ 竹野兼主委員

なかなか行政というか、公の部分では一般の民間企業みたいな形では内部留保資金の話ですやんか、今の話でいけば。そういうような基本的な部分がなかなか一般企業の利益優先のところと違うというのがわかりづらいところでもあるので、そういう部分については予算を組んでいくことについても考えてやってもらっておる状況で、その辺については、言われるみたいな視点は持ちながらも、そういう安全性を高めるための事業をやっておるんやということを示してもらわんと、大丈夫かいなというふうに思われると思うので、ちゃんとその辺のところについてはと思いました。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしの言葉をいただきました。
討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。
なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。
異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

原則どおり採決を行いたいと思います。
異議がありませんので、議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第2項徴税费、第3条地方債の補正につきまして、反対意見表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。
原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
理事者の方、ありがとうございます。
全体会送りについて、ご提案がありましたらお願いします。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお声をいただきましたということで、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第2項徴税費、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議もなく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、次に、総務常任委員会として、議案第37号工事請負契約の締結について一市庁舎トイレ改修ほか工事一を議題といたします。

議案第37号 工事請負契約の締結について
一市庁舎トイレ改修ほか工事一

○ 荻須智之委員長

本件については、議案聴取会において資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑等がありましたら挙手にて発言願います。

○ 土井数馬委員

本会議の一般質問等でもこの件についていろいろご意見も出ていたようですので、かなり配慮をしてもらっているというような答弁もございましたのでよろしいんじゃないでしょうか。意見です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

確認で、多目的トイレは、この資料には西側だけ、東西と書いてあるので東も同じような形で反対にしたのができてくるんですかね。確認だけさせてください。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

委員のほうから多目的トイレの質問がございました。

今20ページのほうをごらんいただいたのは西側の部分でございますが、男子トイレに近いところに多目的トイレがございますが、西側の改修トイレ工事が終わりましたら東側の工事に入ります。東側にはどちらかといえば女子トイレ側に近いところに多目的トイレを設置いたしますので、基本的に1階から3階の東西1カ所、全体で6カ所、多目的トイレを整備する予定でございます。

もう一点、補足のほうをさせていただきます。

今回の市民の方からの議案に対する意見の中でも、11階で議会を傍聴するのに車椅子で利用するトイレ、1階から3階に多目的トイレはあるけど、それ以外のトイレ、もっと多目的トイレを設置してほしいというような趣旨のご意見をいただいております。こちら、もう一度20ページの図面の下のほうでごらんいただきたいと思うんですが、1階から3階につきましては多目的トイレという形で車椅子の方、使用いただけますが、4階から11階につきましても、こちらを見ていただきますと、男子トイレ、女子トイレのほうに便座がございますが、多目的トイレよりも若干ですが狭いトイレがございます。こちらのほう、私ども、コンパクト多目的トイレという形で名称を呼んでおりまして、4階から11階につきましても、男子に1カ所、女子に1カ所、コンパクト多目的トイレというのを整備いたします。ですので、現状は車椅子の方、1階から3階しか今は利用していただけませんけれども、新しいトイレを整備しますと、全てのフロアで車椅子の方が利用できるようなトイレを配備させていただくと、そういう予定にしておりますので、その辺も含めてご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

スケジュールは11階まで、ここで終わるんですか。これはまた違うんですか。この予算に含まれているんですか、11階まで直すという部分も。スケジュールとかはどうなっているのかな。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

資料の19ページのほうに工事のスケジュールが書いてございますが、西側のトイレ改修につきましては、今議案可決次第10月から開始をしまして、5月までという形で、西側のトイレ部分については、地下1階から11階までのトイレを全て改修いたします。その後、東側の部分、来年6月から12月にかけて、東側トイレ、1階から11階まで全て改修をすると、そういうスケジュールでございます。

○ 森川 慎委員

理解しました。ありがとうございます。

工事中だけ、市民の皆さんの安全とか使う場合の配慮とか、その辺だけくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○ 荻須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしの声をいただきました。別段ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第37号工事請負契約の締結について、市庁舎トイレ改修ほか工事は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第37号 工事請負契約の締結について—市庁舎トイレ改修ほか工事—について、採決の結果、別段異議もなく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで財政経営部所管の議案審査を終了します。理事者の一部入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

13:51 休憩

15:06 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、引き続き、消防本部に係る議案の審査に入りますが、お諮りします。

森川委員、監査委員を兼ねていらっしゃいますので、この後、決算分科会の審議に入りますと退席を願わななりません。この後に、総務常任委員会としての議案が5本控えております。この二つを入れかえて、先に議案を消化させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

異議なしをいただきました。ありがとうございます。

ということで、先にそちらへ進ませていただきます。

では、まず、消防長よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉消防長

消防長の坂倉でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

消防本部の本議会の議案でございますけれども、まず、やはり平成30年度の決算審査をお願いするということと、先ほど委員長からもお話ありましたけど、5本の議案がございます。

消防団に関しては、楠の一分団化に係る条例改正、それと、もう一つは消防団員の資格の件でございます。成年後見制度に係る条例改正、この条例改正が2本、加えて、動産の取得として、朝日川越分署の消防車、それから、消防分団車、これが2件、それと、高規格救急車2件、動産の取得としては3件の合計5件の議案を審査お願ひいたします。

追加資料は、前回の議案聴取会で伺っておりまして、まず、議案の関係でございますけれども、これは委員会の議案聴取会では2件ございまして、それから、全体の議案聴取会で、提出議案参考資料の追加分として2件ございましたので、総務常任委員会のこの議案関係は四つの追加資料の説明をさせていただきます。

その後、決算分科会につきましては、5件の追加資料を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議案第35号 四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

議案第36号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第43号 動産の取得について

一水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ—A型）1台—

議案第44号 動産の取得について

—消防ポンプ自動車（CD—I型）2台—

議案第45号 動産の取得について

—高規格救急自動車 2台—

○ 荻須智之委員長

それでは、議案第35号四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、議案第36号四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第43号動産の取得について、水槽付消防ポンプ自動車（水I—A型）1台、議案第44号動産の取得について、消防ポンプ自動車（CD—I型）2台、議案第45号動産の取得について、高規格救急自動車2台を一括で議題といたします。

本件につきまして、議案聴取会において資料請求がありましたので、説明を求めます。

○ 太田消防救急課長

それでは、タブレットのほう、まず、05、8月定例月議会、04総務常任委員会、続きまして、006消防本部追加資料、こちらのほうをごらんください。

ページをめくっていただきまして、10ページのほう、まず、10ページのほうが総務常任委員会追加資料ということになります。よろしいでしょうか。

2枚めくっていただきまして、12ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらは、竹野兼主委員からご請求のありました、楠地区消防分団の一分団化に向けた連合自治会等との協議状況でございます。

まず、協議状況といたしましては、平成28年の2月定例月議会におきまして、楠地区における消防分団の一分団化を平成31年度末までに確実に推し進めることとする附帯決議を受けておりますので、それ以降の協議状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、附帯決議を受けまして、この3月に楠地区消防分団組織検討委員会、こちらのほうの委員構成につきましては、こちらの四角で囲ってある部分が委員構成になります。消防団長、副団長、それと、各ブロックの世話人分団長、あと、一分団化をします北楠、南楠の分団長、それと、楠地区連合自治会の副会長、部長、あと、楠地区市民センター館長、あと、危機管理室長、南消防署長、うちの本部の総務課長、消防救急課長という、この委員構成で組織検討委員会というのを開催しております。

そこで、今回、附帯決議を受けましたので、その内容等についてご説明を行いました。

その後、5月に今度は楠地区連合自治会役員会、それと、楠地区自治会長会議、こちらにおきましてこの説明を行いますとともに、この5月から12月までに、先ほどご説明しました組織検討委員会、これを4回開催いたしまして、そこで平成28年の12月、こちらにおきまして、平成28年度楠地区消防分団組織検討委員会の結果報告、こちらのほうに一分団化に向けたスケジュール、それと、一分団化後の運用が示されまして、ここで方向性が決定いたしました。

この一分団化の運用方針が決定後、平成29年からは一分団化に向けましたスケジュールや運用について、この内容を楠地区連合自治会役員会、それと、楠地区自治会の会議におきまして説明及び協議を行っております。

そして、3月に楠地区連合自治会のほうから車庫、詰所の移転につきまして要望というのを受けております。

要望の内容といたしましては、現在この地区の、北楠の分団車庫を活用するという部分でこの12月のほうに決定いたしましたが、この北楠分団車庫の改築時期、これには楠地区市民センター近くに移転、建築してほしいという内容でございました。

その後、平成30年1月には北楠、南楠分団長と、さらにこの車庫、詰所について協議を行いまして、9月にはまた楠地区連合自治会、それと一分団化の諸課題についてまた協議を行いました。

ことしに入りまして、1月に北楠、南楠の両分団員、団員の方々と意見交換会、そういうのも行いまして、4月には北楠、南楠両分団の部長以上の団員の方とこの楠分団の、（仮称）楠分団になりますけど、こちらの編成等について協議を行い、また、この9月に入りまして、北楠、南楠分団長と、また楠の、（仮称）楠分団の体制についての協議も行っております。

次に、2としまして（仮称）楠分団の車庫、詰所、こちら、車両を活用した理由という部分のご質問も受けましたので、資料をつけさせていただきました。

消防本部といたしましても、分団車庫は地区市民センターへ併設または近接をとということで建築しております。こういうことから、改築時期となります令和4年ごろには楠地区市民センター周辺へ移転したいというふうに考えております。

また、車両につきましても、現在楠地区に配備されております車両の中で配備年数が最も新しい、これが南楠分団車となりますことから、今回、この南楠分団車を活用するとい

うことになりました。

資料のほうには、分団車庫、詰所、こちらの北楠分団車庫、詰所、南楠分団車庫、詰所の建築の年月日を入れさせていただきました。また、車両のほうも北楠分団、南楠分団の配備年月日を記入したものを参考に入れさせていただきました。

楠地区一分団化に向けた協議状況についての説明は以上となります。

○ 小谷消防本部総務課長

私のほうからは1ページめくっていただきまして、笹岡秀太郎委員のほうから、ドライブレコーダーの管理状況についてということで資料請求ございましたので、まとめさせていただきます。

ページとしては13ページとなります。

ドライブレコーダーの情報管理ということでございますけれども、こちらのほうは平成30年の4月に、四日市市全体としてドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱を定められておりまして、その抜粋を括弧書きの中に記載させていただいております。

ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱の、まず、設置目的でございますが、ドライブレコーダー自体が安全運転管理の意識の向上、運転マナーの向上、あとは、交通事故などが起こった場合の責任範囲の明確化、そういったものを目的としてございまして、そのドライブレコーダーの管理責任者といたしましては、例えば消防署であれば消防本部の課長、署長、分署長などが管理責任者であって、そのデータの操作責任者、こちらのほうが消防署とかであれば消防署の係長などが対応することとなっております。

あと、情報の管理の利用ということでございますが、こちらのほうは外部への提供ということで、まずは交通事故の発生した場合、保険会社へ提供する、もしくは警察官、警察機構から照会があった場合に提供するというところでございます。

その下段には、消防本部保有車両のドライブレコーダーの設置状況を取りまとめさせていただきます。

私どもとしては、救急車、消防ポンプ自動車、常に災害現場へ出動する車両については全て登載してございます。予備車両についてはまだ登載してございませんけれども、例えば、救急車では年間1万2000kmから約3万km走りますし、消防ポンプ自動車などであれば年間四、五千km、あと、救助工作車もつけてございます。あと、その他車両といたしましては、コンビナート火災などでしか走らないような泡原液搬送車といった年間100km程度

のものから、消防署の広報車、こちらのほうは年間8000kmございますけれども、そういった、多く走行するものもあればほとんど動かないといったものもございますので、走行距離だとか更新時期にあわせてドライブレコーダーを設置していく、そういった状況となっております。

それと、一番下のところには消防団車両、こちらのほうは年間大体500kmから600km走る車でございますけれども、今回新たに取得する消防分団の車両CD—Iについては、これからドライブレコーダーを設置していくと、そういった状況となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、議案聴取会の全体の中で、消防ポンプ自動車CD—Iと高規格救急自動車の他都市の設計状況、取得状況など、資料請求を求められましたので、取りまとめましたので、そちらもあわせて説明をさせていただきます。

まず、14ページでございます。

こちらのほう、消防ポンプ自動車CD—I、2台でございます。

この消防ポンプ自動CD—Iは四日市市においては、(3)番に書いてございますけど、平成25年が直近の取得でございました。

その当時は、税抜きでございますけれども、取得価格1187万円、株式会社モリタ名古屋支店から契約させていただいておりまして、今回、1465万円株式会社モリタ東海、こちらのほうから取得させていただいております。

この6年ほどの取得年月の経過の中で、物価上昇、そういったものを見まして設計額を算出して予定価格を算出しております。

あと、他都市の状況なんですけれども、こちらのほうにいなべ市、碧南市、それと、土岐市、こちらの消防分団車両の取得価格を記載させていただいております。

ただ、こちらのいずれも、四日市市の場合ほどの分団でも一緒の資機材が乗るようにしてございますけれども、他都市の場合は乗っている資機材がやっぱり若干異なりますので、同じ価格の比較になるかということ、ちょっとできないのかなとは思っております。

続きまして、1枚めくっていただきますと、こちらは高規格救急自動車の配備、取得状況についてということでまとめさせていただいております。

現在、四日市市消防本部で所有しておる救急車は、いずれも日産製ということでございます。

2番目のほうに、本市の取得に係る入札結果と、過去3年分ほどまとめさせていただいております。

あと、3番目に他都市の保有台数、メーカー別の保有台数、それと、取得価格を記載させていただいておりますけれども、県内の下段、伊勢市消防本部、それと、県外の上段、一宮市消防本部、こちらのほうは救急自動車本体と合わせて救急資機材、そちらを一緒に買った金額を掲載させていただいておりますので、比較するとちょっと高くなってございます。

こちらのほうも、先ほどの消防ポンプ自動車CD-Iと同じように、乗せている資機材がやっぱり異なれば、ちょっと価格も異なりますので、一緒の比較はなかなか難しいなと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

以上ですね。

説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、議案35号、36号、第43号ないし45号につきまして、ご質疑がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 竹野兼主委員

資料、ありがとうございました。

平成31年の1月、意見交換会は、これはわかりました、何か。

地区連合自治会との協議とか、いろいろとあったと思うんですけど、この一分団化に向けたスケジュールの運用というところで、例えば、詰所という部分ありますよね。この詰所、昭和61年3月19日建築という話になってはいますが、これって合併時に、平成17年以降、5分団が2分団化になったときに幾らかお金入っていて、今、四日市市で考えるアセットマネジメントという考え方をすると、そこに金突っ込んで、また新しいの建てますよというような説明というのは、そういう考え方でいいのかどうかというのちょっと、まず、お尋ねしたいと思います。

○ 太田消防救急課長

分団車庫に関しましては、耐用年数という部分で見ていきまして、35年を耐用年数として見ております。

そういう部分で、四日市におきましても耐用年数を見まして、分団車庫の建てかえという部分も今やっておる状況ですので、今回、北楠分団車庫を活用させていただくということで、この耐用年数、令和3年、令和4年ぐらいの耐用年数になるんですけど、そちらのほうで新しく建てかえるというふうな形で考えておるという状況でございます。

○ 竹野兼主委員

今言ったアセットマネジメントという考え方の部分で、お金を入れた部分についても関係なく、その年数はそのままの年数でいくという考え方ということですか。

○ 坂倉消防長

先ほど竹野委員から、北楠分団車庫の改築についてのご指摘がございました。私、当時担当しておりましたので。

当時、5分団から2分団にするときに、北楠の分団、これ第2分団、楠の元、その人数がふえるということで、実は車庫全体をさわったわけではなくて、中の詰所、土間なんですけど、間仕切りを一部広げたというような工事をさせていただきました。

実は、車庫自体はやっぱり、先ほど太田課長が言っていますように、鉄骨づくりでございまして、ある程度もう老朽化をしております。

今、消防団分団車庫については、実は処分期限というのは30年ちょっとなんですけれども、大体35年から6年ぐらいでもうちょっと我慢していただいているという状況なんですけれども、計画的に建てかえているということでございますので、ちょっとアセットマネジメントというほど、その当時手をかけてしっかりとしたということではないというところはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員

わかりました。内容的にはそんなにお金は、費用面はかかっていない、幾らかちょっと言われていませぬので、わかりませぬけれども、そういう考え方としてはあったということとは理解しました。

そののところについていろいろ説明をされたというふうなところでいろいろ協議の中にあるとは思いますが、規格のについて、面積要件とかそういう部分について、詳しく

説明をされたのかどうかというところについては、余り聞いていないみたいな話を聞いていたんですけど、規格、面積とかという意味合いのところ、地域からは新しいのを建てれば、もっといいものができるんだろうというような意識がある中で、四日市市はそうじゃないよと、私自身も説明をさせてもらったんですけど、そういう説明がされていないんじゃないかというのを思うんですけど、その点についてはどうですか。

○ 太田消防救急課長

車庫、詰所におきましては、四日市におきましては22名分団と17名分団という基準が決めさせていただいております。

それで、やはりこの詰所を建てかえる中で、少し大きいのかというようなご意見はいただきましたけど、やはり四日市基準という形で、楠におきましては22名分団ということですので、その22名分団の面積でということをご理解をいただいております。

ただ、中のレイアウト、例えば土間を少し狭くして板の間を広くするとか、押し入れをこっちにしたりとかというふうなレイアウトの内容は十分ご相談はできるということで、ご理解をさせていただいたというふうに思っております。

○ 竹野兼主委員

わかりました。その辺のところについては、もうしっかりとお話をさせていただいたということですね。議員の立場じゃなくて、団員としてはそんなの聞いたことがなかったので、全くわからなかったんで、そういう説明がされたのかどうかをちょっと確認させていただきたかったということです。

それと、地域の中での平成30年の9月の部分のところ、一分団化後の諸課題というところについては、場所が少し、統合するに当たっての消防車の動線の部分についてもいろいろと協議というか要望があったと思うんですけど、その点についてはどんなものがあって、それがなぜ今の状況でどうなっているのか、ちょっと改めて確認させてください。

○ 太田消防救急課長

先ほど申しましたように、車庫に関しましてはこの北楠分団車庫という部分で、やはり地区市民センターに近いという部分でこちらのほうに決めさせていただきました。

その中で、消防車の出動経路という部分のお話も出ました。実際に、北楠分団車庫から

少し西を向いて塩浜街道に出るところ、少し狭いという部分、それと、前が少し暗渠にならないかというようなお話も出ておりました。

実際に、消防車両、広ければ広いほどすごくいいような状況なんですけど、現状的には要望という部分で道路の拡張というのも、そういうお話も聞きまして、消防のほうにも道路の拡張についての要望もいただきましたもので、その件に関しましては、都市整備部のほうにそういうふうな要望が出ているということできちっと整備部との連携もしておりますので、今回、連合自治会様ともいろいろお話しさせていただきまして、経路の話、それと、道を広くするという部分はきちっとお話を聞きまして、そちらのほうの要望という部分を受けまして、私どもも、消防がなかなか道路を広くするという部分はなかなかちょっと難しいという部分もご理解していただきまして、きちっと都市整備部のほうへお伝えするということでご理解をしていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

理解したというふうに消防本部としてはとっていらっしゃるわけですね。

余り理解したとは聞いてはいないんですけど、これ、この一分団化に向けてはこうやって議会のほうでも附帯決議つけていただいて、そののところに進めていただくという状況はもう間違いなく進めてもらうことが重要やと思っていますので、それはそれで進めていただければそれでいいと思うんですけど、実際に別々の分団が幾つかが統合するというのについて、非常にそれぞれの分団の運営方法という、違うところが一つになるというのは、とっても難しいということを消防本部は本当に知っているのかなというのをちょっと指摘しておきたいと思うんですわ。

運営の財源を使う方法とかというのもみんな違う中で、それを、二つ、三つを一つにして運営していくのがどれだけ大変か。それをまたもう一度そうやってするというところについて、統合するというのが、自治体の合併も同じような形ですけど、それぞれに思う意見があって、なかなかそれをまとめるというのは非常に大変なことだということをぜひ認識していただいて、消防本部のほうもうまく進められるようなアドバイスもちゃんとしてあげやんといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、しっかりと進めていただきたいと、お願いしておきたいと思います。

何かありますか。

○ 坂倉消防長

竹野委員おっしゃられるとおり、やっぱり私ども、消防団、サルビア分団も入れて26分団ございまして、それぞれやっぱり地域での分団という歴史の中で、その運営方法もお任せをしてあるというのは私も十分わかっております。

そういった中で、今、私ども消防救急課長、それから、担当も含めて、北楠分団、南楠分団の皆さん、それから、分団長も含めましていろいろご意見を伺いながら、先ほどのご指摘も十分肝に銘じて一分団化に向けて調整を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

あと、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

資料、ありがとうございました。

見せていただいて、基本的には要綱で定められたものを遵守してやっていただいたと、こういうことでよろしいんですね。

しっかりと情報管理、努めていただくようお願いしたいと思いますが、ドライブレコーダーの設置状況を見ると、消防団車両が今年度2台設置予定と。全車両につくのはいつごろになるんですか。

○ 小谷消防本部総務課長

消防団車両、これから順次いく予定なんですけれども、車両の更新期限が大体20年ということもございますけれども、走行距離なども見ながら、消防団車両は常にやっぱり出勤が多い車ですので、時期をちょっと見ながらつけていきたいなどは思っておるんですけれども、それ以外のその他車両でございますけれども、こちらのほうには、先ほど資料の中で説明もさせていただきましたけれども、年間100kmちょっとぐらいしか走らない車もございますので、そこは全体の走行距離なども見ながらつけていきたいと思います。

今のところちょっといつまでというところは、今ここでお答えすることはできないんですけれども、できるだけ早くつけていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

今までついていなかったのが不思議やなと思っておったんです。

今回、2台つけていただくということでありがたいなと思うんですけど、やっぱり分団によって格差が生じるのはよくない、いつになるかわからんと、そんな悠長なこと言っておらんと、もう早々にそろえてもらわんとあかんね、これ、と思うんですが、消防長、どうですか。

○ 坂倉消防長

庁内全体の車の状況を見ても、かなりついていてという状況でございます。

ただ、今度は初めてつけさせていただきますので、その運用状況も見たいと思います。

ただ、ドライブレコーダー、今もうほとんどの車が、公用車にはつけていこうという流れの中でございますので、ちょっと期限についてはなかなか言えませんが、できるだけ早い時期に、おっしゃられるように、やっぱりこの消防団というのはそれぞれの地域地域で格差があると、やはりここ、先ほどの竹野委員からの指摘もありますので、そのところは一度、ここ今回、分団車につけて、その状況を見ながら、特に運用上問題がないとなれば、あとは、残りの分団車両には1年ないし2年ぐらいの間隔でつけていきたいなと、そのように思っています。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

なるべく格差の生じやんように、全ての分団にしっかりと整備していただくことは望んでおきますが、それとあわせて、分団の皆さんには公用車のいわゆる情報管理というところ、これから初めてになってくると思うので、しっかり教育というのか、そういう勉強をしていただく機会もつくってもらわないかんというふうに思いますので、その辺もあわせてぜひよろしく願いをします。

改めて言うけれども、やっぱり消防分団には全ての車両に早期の設置をしていただくこと

いうのは一番大事だというふうな意見だけ申し添えておきます。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほか。

○ 竹野兼主委員

今、このドライブレコーダーじゃなくて、その次のところでもいいんですよね。

○ 荻須智之委員長

結構です。

○ 竹野兼主委員

消防ポンプ自動車2台入札ですけど、先ほどドライブレコーダーのところの話で、消防車20年というお話をされました。距離数は確かに絶対少ない。でも、20年という数字の中で、順次、古い、ここに来ていらっしゃる委員の皆さんも操法大会を見れば、古い車両であるとかというのは絶対認識されていると思うんですけど、20年たったら新しい車両にきちっと、今回2台かわるんですけど、そういうものの形は距離で変わったりとか、年数で変わったりというのはちょっと自分としてはまずいんじゃないか、ちゃんと20年なら20年という明確な形でやっていくべきやと思うんですけど、その点について考え方どうですか。

○ 小谷消防本部総務課長

消防分団車両の距離数もしくは年式の順によって更新時期がずれるのかどうかというお話ですけども、消防本部といたしましては、20年で計画的に更新していくと。

消防分団車によってはやはり走行距離の多いもの少ないものがございますけれども、そこはもう20年、それ以上やっぱり延ばしますと、メーカーからの部品供給だとか、そういった心配もがございますので、一律20年というのは今のところずっと方針としては変えてございません。

以上です。

○ 竹野兼主委員

今、距離数というのを言われたもので、そういうことがあるのかなど。実際に、機械なので、年数がたてば劣化してくるものというのは必然とあるのはもう当然ですし、ポンプが動かんとするのも何回も見させてもらうので、そういうことがあってはならんというふうに思っています。

だから、そういう意味合いでは、きちっとした形で消防自動車の管理と、それから、供給という部分、これについては明確にきちっとした形で努めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 荻須智之委員長

ほかいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

14ページの消防ポンプ自動車CD—I、2台入札結果で、米印で、3回の入札の結果、不調であったため、最低価格を応札した業者と協議にて決定となっているんですけど、これ、過去にもこういう例って結構あるんですかね。

○ 小谷消防本部総務課長

過去にも、3回の入札をしていって、最終的には少しのところでは折り合いがつかずに、協議して随意契約となった例はございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

これは、理由としてはなぜなんですかね。よくあるという話になると、なぜ不調なんですかね。

○ 小谷消防本部総務課長

私どもで積算していって、最終的には調達契約のほうで予定価格と決めていただくんですけども、私どもの積算をしていったところが若干厳し目であったというところが、そ

こは否めないと思います。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

制度上、3回の入札で不調であったため、最低価格の応札した業者と協議にて決定というのは、ルール上いいんだと思うんですけど、よくある話やったら、もうちょっと精査するべきじゃないかと思うんですけど、どうなんですかね。

○ 小谷消防本部総務課長

他都市の状況もできるだけ耳には入れているんですけど、説明もちょっとさせていただいておりますけれども、積載する資機材、そこらの違いもやっぱりあって、一つ一つの値段がやはりつかみづらいというところもあって、ちょっと私どもの今回の積算が厳し過ぎたかなというところはございますけれども、これからちょっと他都市の状況も見ながら、できるだけ適正の価格で積算できるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

同時期にこの2台の入札をしたんですかね。2台購入ですよ。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

2台まとめてで、1台当たり1400万円ということですね。わかりました。

今後、そういった他都市の状況も踏まえて、さらに精査をお願いしたいと思います。

○ 豊田政典委員

今の入札の件で、ちょっと参考のために教えてほしいんですけど、3回やってモリタが入札した価格よりも随契によって安い価格で結局契約するんですよ、違う。

○ 小谷消防本部総務課長

3回目の最低価格を応札した業者さんと、さらにちょっと協議を重ねて、3回目の入札価格よりもちょっと下で契約ということになってございます。

○ 豊田政典委員

それは、メーカーというか業者に何かメリットあるんですか。ほかに何かおまけもらえるんですか。

○ 小谷消防本部総務課長

当然、メーカーも、当然販売に利益がなければもう受けませんので、その場合は不調となって次の、再度の入札という形になりますけれども、今回の3回目の最低価格で応札した業者さんと、もう少し値段が下げれば、当然、業者さんの利益もあるというところで折り合いがついて契約したと、そういった形になってございます。

○ 豊田政典委員

念のために、それによって何らかの優遇措置があるということはないんですね。

○ 小谷消防本部総務課長

ございません。

こういった協議に応じていただいたということで、例えば今回、株式会社モリタ東海に何らかの優遇措置があるということでございますけれども、それは一切ございません。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一遍ちょっとドライブレコーダー、戻ってもええ。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

ごめん、また戻りますが、分団さんからドライブレコーダーつけてという要望というのはなかったの。ないの。

○ 太田消防救急課長

今のところ、そのようなご要望というのはない状況でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

自分が分団員で、それがなかったら、個人でもつけようかと思うんやけど、もしもやに、個人といたらおかしいけど、自費でつけているという人とかあらへんの。

○ 太田消防救急課長

そのような、個人でつけていただいているというのは、ないような状況です。

○ 笹岡秀太郎委員

自己防衛で私やったらつけるなと思って今話聞いておったんやけど、ちょっと一遍調べてもらって、もし、ついておるようでしたら、やっぱりこれの要綱に基づいたデータ管理もしてもらわなあかんだろうし、ついておるとするならば、やっぱり行政がしっかり担保せなあかんと思うので、念のためにまた調べておいてください。

○ 太田消防救急課長

先ほど言いましたドライブレコーダーの件、一度、消防団のほうで確認をさせていただきたいというように思います。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

別段、ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。続いて、討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお言葉をいただきました。

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第35号四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、議案第36号四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第43号動産の取得について、水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ—A型）1台、議案第44号動産の取得について、消防ポンプ自動車（CD—Ⅰ型）2台、議案第45号動産の取得について、高規格救急自動車2台は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第35号 四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、議案第36号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第43号 動産の取得について—水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ—A型）1台—、議案第44号 動産の取得について—消防ポンプ自動車（CD—Ⅰ型）2台—、議案第45号 動産の取得について—高規格救急自動車 2台—については、採決の結果、別段異議もなく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、順番を入れかえました決算分科会としての審議に入らせていただきます。

森川委員は、発言されないということですね。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

第2目 非常備消防費

第3目 消防施設費

○ 荻須智之委員長

では、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、消防本部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 小谷消防本部総務課長

先ほどめくっていただきましたタブレット資料のほうを戻っていただきまして、4ページまで戻っていただきたいと思います。

新消防分署開署後の出動状況等についてというタイトルでございますけれども。

こちらのほう、議案聴取会の折に、豊田政典委員のほうから請求をいただきました。

北部、南部分署開署後の消防、救急車の現場到着時間の効果、それと、南部、北部の消防分署で同時出動できなかった件数などについてということで、資料請求ございましたので、2ページにまたがりまして資料をまとめさせていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、上段、所属別の出動状況でございます。こちらのほうは、上段、火災出動件数、下段が救急出動件数としまして、各年度ごとに、1事案に各所属でそれぞれ出動したものを1台1件としてカウントしたものを記載させていただきます。

南部分署、こちらのほうは平成29年4月開署でございますので、平成29年度、平成30年

度のデータとなっております。

北部分署のほうにつきましては、平成30年4月の開署でございますので、平成30年度の資料となっております。

いずれの分署も、(2)の救急出動件数ちょっと見ていただければと思いますけれども、北部分署は平成30年度が1386件、南部分署は1529件と救急出動件数が出てございます。

よく比較されるのが中央分署でございます。こちらが2隊運用でございますので、こちらが1621件ということで、結構近い数字で出ております。

こちらのほう、現在、南部、北部ともに乗りかえ運用の消防署でございます。さきの議会のほうで消防職員の定数20名増員をお認めいただきましたので、令和3年の12月、消防学校へ行って戻ってきた暁には南部、北部にそれぞれ人員を配置して、2隊運用できることになることによって、今現在、結構夜間の出動が多いので、なかなか仮眠もできない、そういった南部分署、北部分署の状況でございますけれども、令和3年の12月以降にはそういったものは解消できるものと考えてございます。

続きまして、2番、下段のほう、救急出動における平均現場到着時間の比較ということをもとめさせていただきました。

上段が南部分署の出動区域に関して、こちらのほう、特に効果が高いのが左側、四郷地区でございます。平成28年度は救急出動が、四郷地区であれば611件に対して9分14秒かかっておったのが、平成29年度、こちらのほうは5分44秒と、3分30秒の短縮効果が出ているところでございます。

その下段の北部分署に関しては、八郷地区が一番効果が高くて、平成29年度は10分5秒かかっておったのが、平成30年度には6分22秒と、こちらも3分43秒、こんな高い効果も出ているような状況でございます。

1枚めくっていただきまして、今度は火災のほうでございます。

火災の場合の最先着隊の平均現場到着時間の比較というものを記載させていただきました。

効果としてはそれぞれ、南部分署であれば四郷地区、北部分署であれば八郷地区、一番効果が高くは出ておりますけれども、何せ火災の件数が年間100件から120件ほどでございますので、そのうちの大体6割から7割が放水に至った火災でございますので、なかなか火災の発生場所だとか交通状況により大きく差が出てございますので、おおむね四郷地区、南部であれば、北部である八郷地区には分署を開設した効果が高いと思っておりますけれども、ちょっと件数が少ないもので、日永であれば逆に1分多くかかっている、そんな

状況にもなっております。

それと、4番目にまとめさせていただいたのが、新消防分署において出動が重なった件数ということで、まとめさせていただきました。

平成30年度のところでちょっと説明をさせていただきますけれども、平成30年度の南部の場合、①の火災はなかったんですけれども、火災出動中に2番、消防車の出動中に、南部分署の消防車が出動しているときに四郷地区内で2件の救急があったと、そういったデータが出ております。

その下の3番、PAと書いてございます。こちらのほうが重篤な患者さんが発生される場合とか、高層階など、下のPA連携というところでちょっと書いてございますけれども、消防車と救急車が一緒に出る事案があります。そういった件数が何件あったんだということ調べていきますと、南部分署の地域内ではPAの件数が65件、北部であれば70件という数字が出ております。

これが、先ほど申し上げた南部分署、北部分署が2隊運用になれば、同時に消防隊と救急隊が一緒に出れた件数ということになります。

私のほうからの新消防分署開署後の出動状況についての説明は以上でございます。

○ 田中救急救命室長

続きまして、私のほうから2件説明させていただきます。

資料6ページをごらんください。

こちらは、豊田政典委員、豊田祥司委員、樋口博己委員からご請求のありました本市における救急119番通報受け付けから病院到着までの時間の全国平均及び他都市との比較について、救急現場到着時間から病院到着時間までの時間について、救急隊による病院選定回数についてでございます。一括して説明させていただきます。

まず、表1でございます。

表1には、救急119番通報から病院到着までの時間の比較を平成26年から平成30年分を示しております。

この表は、119番通報受け付けから病院到着までの時間となっております。

この表の枠で囲んだ一番右側の数字が年別の119番通報から病院到着までのトータルの時間、その下の括弧内は、救急搬送した件数を上げてございます。この件数は、不搬送となった件数は含んでおりません。実際に患者を病院に搬送した件数でございます。

これは国の統計の資料となっております。

この表の平成30年のところをごらんください。

32分25秒とありますのが119番通報から病院到着までの時間でございます。

平成30年のすぐ右の、1分18秒とありますのが受け付けから指令までの時間、6分12秒が指令から現場到着までの時間、15分17秒が現場到着から現場出発までの時間、そして、9分37秒が現場出発から医療機関到着までの時間となっております。

救急現場到着時間から病院到着までの時間は平成30年は15分17秒と9分37秒を足した時間となります。

次に、その下の表でございます。

この表は、四日市市、三重県、全国のそれぞれの平均の救急119番通報から病院到着までの時間をあらわした表でございます。

平成30年は四日市市が32分25秒で、三重県が38分48秒、全国平均は未確定となっております。

樋口委員からは、津市の時間についてご要求がございましたけれども、三重県内で最も早い消防本部につきましては、資料に記載してありますとおり、伊勢市消防本部となっております。28分18秒でございました。

これは、伊勢市には伊勢赤十字病院というのがございまして、ほぼ救急搬送はこちらの病院に搬送するということから時間が短いものでございます。

また、名古屋市の時間は31分18秒でございます。

その下の表は、5分救急の指標の表でございます。

平成26年から平成30年について上げてございます。

5分救急の指標は、消防署所の適正配置を目的としておりますことから、受け付けから指令までの時間と特異事案は除いてございます。

具体的には、高速道路、管轄外の事案、1事案に救急車を2台出動させた場合の2台目の事案でございます。所要時間、対象となる件数、特異事案の件数について書いてございます。

平成30年は所要時間5分39秒、対象件数1万5702件、特異件数は208件でございました。

次に、2の表でございます。

2の表は、救急隊による病院選定回数についてでございます。

平成28年から平成30年の分について上げてございます。

平成30年の問い合わせの件数はごらんのとおりで、3回以内で搬送病院が決定したのは99.1%となっております。最多の問い合わせ回数は10回で、2件でございました。

ちなみに、この2件はご高齢の方で、高齢及び呼吸不全の患者様の事案でございました。説明は以上となります。

次に、資料7ページをごらんください。

こちらは、豊田政典委員からご請求のありました救急救命士の養成、配置及び方針についてでございます。

救急救命士の配置については、現在、全ての救急車に救急救命士が常時1名乗車できる体制、救急車1台当たり6名で3班ございまして2名ということとなります。

常時1名以上乗車できる体制とは、1台に6名の配置で、1班2名で2名乗車できますけれども、1名が病気などで休んでいるときも1名は乗車できている体制ということでございます。

今後は、新総合計画の中で救命率の向上と救急業務の高度化に対応するため、引き続き救急救命士の養成を行い、救急車に常時複数の救急救命士が乗車できる体制の確保に取り組みます。

新総合計画で常時複数の救命士が乗車できる体制とは、1班に3名確保すれば、1名休んでも2名は乗車できます。救急車11台で、11台掛ける9人で99人の体制を目指したいと考えております。

1の表の説明をさせていただきます。

1の表は、救急救命士の養成状況でございます。

平成26年度から平成30年度の救急救命士の養成数及び任命数を書いております。

養成数と任命数についてでございますが、平成28年度を見ていただくと、上下、数字が違う数字となっておりますが、これは、救急救命士の国家試験が3月に行われまして、任命は7月ごろになります。そういうことから、養成年度と任命年度が異なるため、上下違う数字となっております。

2の表の説明です。

2の表は、救急救命士の配置状況についてでございます。

上から、平成30年4月1日現在、平成31年3月31日現在、令和元年8月1日現在の表となっております。

平成29年度は、北部分署を運用しておりませんので、救急車は10台で、計画数は60人、

平成30年4月1日は北部分署を運用し始めましたので、救急車は11台で、66人が計画数となりますので、2名足りない状態となっております。

平成30年7月に新たに3名任命しまして、基準の66人をクリアしております。

これは、平成31年3月31日現在の表となっております。

令和元年8月1日現在は、養成研修所での養成者3名に加えまして、採用時に救急救命士の資格を持った職員1名を任命しましたので、4名増となっております。

最後に、その下の3の表でございます。

3の表は、救急救命士の救急車の搭乗率でございます。

平成30年度は搭乗率99.1%となっております。搭乗率も100%を目指しておりますけれども、仮眠時間の割り振りとか災害出動で100%を達成しておりません。救急救命士を増員することにより、確実に100%を実現したいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○ 太田消防救急課長

続きまして、資料のほう、タブレットのほう、1枚めくっていただきまして、8ページのほうをごらんください。

こちらのほうは、樋口博己委員からご請求のありましたドローンの活用実績、それと、操作員の養成状況及び今後の計画についてでございます。

本市におきましては、ことしの4月より写真にございますように2機のドローンにて運用を開始しております。

6月の総務常任委員会の管内視察でごらんいただいたこの2機のドローンで運用をしております。

まず、1番としまして、ドローンの活用状況、実績ですけど、この元年の8月末ということで、こちらのほうに示させていただきました。

まずは、現在、消防本部の指揮隊を中心といたしまして運用しております火災の原因調査等、こちらのほうで実際に7件の活用を行っております。

また、コンビナートのプラント施設の健全性を確認するために、五つのコンビナート事業所にて飛行検証というものも行っております。

そのほか、消防訓練、操作員の飛行訓練等を行っており、現在、この運用面におきまして、問題等は発生しておりません。

次に、操縦者の養成状況、こちらのほうもこの8月末の現在の状況でございますが、まず、座学及び実技、10時間の飛行訓練を終了しまして、航空局に登録済みとなっております操縦者は現在14名でございます。

それに、現在養成中の者が13名養成しておりますので、ことしじゅうには27名の操縦者というふうになる予定となっております。

そこで、今後の計画といたしましては、やはり将来的には操縦員をふやす必要というのがございますが、また、大規模災害等を考えた場合、各消防署に1機配備できればというふうに考えております。

また、現在、先ほど申しましたように、火災の原因調査、こちらを主で運用しておりますけど、今後は実際の火災の現場、救助の現場、そういう実災害の現場にこの運用を持っていきまして、災害の実態把握、それと、消火、救助戦術の決定等に活用するよう、また活用したい、それ以外に、大規模災害時の災害状況、また、道路の状況等、情報収集に活用していきたいというふうに考えております。

最後に、今回ドローンの配備状況ということで資料をつけさせていただきました。現在、全国728消防本部のうち116の消防本部がドローンを導入しているというふうなことで、保有率は約16%となっております。

また、県内におきましては、伊賀市と松阪の消防本部にて導入、こちらに記載しております年度から導入しているという状況でございます。

ドローンに関しまして、説明は以上となります。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

タブレットの資料、1枚めくっていただきまして9ページになります。

こちらのほう、豊田政典委員からの資料請求ということで、外国語3者間同時通訳システムの実績についてということで上げさせていただきました。

私ども三重北消防司令センター、四日市市と桑名市と菰野町の消防本部、3消防本部で運営しておりますけれども、昨年の平成30年6月1日から県内で初めて外国人の方から119番通報がしやすい仕組みといたしまして、3者間同時通訳システムを導入させていた

できました。

このシステムの概要でございますけれども、二つございまして、一つは消防指令センターと外国人の通報者をつなぐシステム、下の絵でいいますと左の絵になりますけれども、外国人の方から直接私ども指令センターにかかってくる場合のことでございます。

それから、もう一つが、災害現場におきまして、外国人関係者と消防隊員、それから、救急隊員をつなぐシステムと。下の絵でいいますと、右の絵となりますけれども、現場で携帯電話なりで連絡を取り合っていたといたうものでございます。

この二つのシステムでございますけれども、実績としまして2番、システムの実績として上げさせていただきました。

今年度分も含めまして令和元年8月末現在を記載させていただいております。

まず、平成30年の6月には3件ございまして、そのうち119番通報の訓練、火災、それから、訓練で同じく救急、それから、火災もう一件ということで、全てポルトガル語で入っておりますけれども、これは導入時におきますテストということで、3消防本部の各係に、3係ございますけれども、訓練を実施したというところで3件、四日市から入ったものでございます。

それから、11月になりますけれども、119番通報、これは実災害の救急で入電しております。スペイン語でございました。これが1件ということでございます。

それから、12月ですけれども、119番通報、これも救急で入りまして、中国語で1件、それから、同じく119番通報で、これは警戒出動でございますけれども、これは英語で入っております。これが1件ということで、12月は2件、平成31年になりますと、1月から3月は実績ないんでございますが、4月、災害現場、これは現場から警戒出動している隊から使われたということでベトナム語で1件、それから、5月に入りまして119番通報の訓練、火災ということでベトナム語で1件、それから、同じく5月の119番通報、これは救急でございますけれどもフィリピン語、タガログ語ということで1件入っております、5月2件ということでございます。

それから、7月になりまして、119番通報、これも訓練ということで、救急の訓練ということでベトナム語で1件入っております。

それから、8月に入りまして、これも災害現場、現場からですけれども、救急隊からポルトガル語で1件、それから、119番通報の訓練、火災で2件、インドネシア語で入っております。8月は3件ということで、平成30年につきましては6件の実績がありました。

本年ですけれども、7件ということでございまして、現在、この3者間同時通訳システムが17カ国語今ございまして、この10月からは一つふえまして、18カ国語になる予定でございまして。

3番ですけれども、参考としまして、システムの導入状況というところで、これも8月末現在ですけれども、県内、私ども三重北消防司令センターが昨年6月に導入させていただきまして、鈴鹿市消防本部、それから、津市消防本部が本年の7月から導入をしているということでございます。

私から、外国語3者間同時通訳システムについての説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

以上ですかね。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

ドローン、これ、決算じゃなかったですね。平成31年度ですね。済みません。ありがとうございます。

ちょっと、せっかくだし、いただいたので少し確認をさせていただきたいと思います。

今年度中に27名体制ということで、これ、座学で講習を受けてということで、まだドローンに明確なそういう資格というものではないんですかね。

○ 太田消防救急課長

実際に、外来というか、外部講師のところへ行って、講習を受けておるのは4名でございます。そして、その者はそこで座学を12時間とりまして、実技も12時間やりまして、そこで、もう一応、航空局のほうへ登録して、もう承認されているという部分から始まっております。

それ以外に、その者が指導するという形で、現在13名をやっているんですけど、14名、

最初にもう今、航空局には登録されているんですけど、最初4名から始まりましたので、残りの10名に関しましては、その者が飛行訓練とか、そういうのを実際にやりまして、10時間以上の飛行訓練をやる、また、座学に関しましても、安全管理とかそういう部分の座学もきちっとさせていただいて、この基準という部分の時間数をクリアして、国のほうに、航空局のほうへ登録しているというような状況ですもんで、その13名、現在養成という者は、現在その10時間の実技にまだ少し足りないという状況、あと1時間ぐらいというような状況ですので、その10時間をクリアしますと、航空局のほうへ登録という形で27名となるというような状況になっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、登録には何らかの登録料なのか何かわかりませんが、多少経費かかるにしても、養成するのは消防職員が内でやっているということでもいいんですかね。

○ 太田消防救急課長

消防内部というのではなくて、外部に出すので、また4名、予算は計上しているような状況でございます。

消防内部で、養成枠、今はやっているんですけど、やはり外部に出して、そこで養成という部分でまた4名の予算のほうを計上させていただいたというような状況でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、最初に4名講習受けて、その4名が後輩の職員に指導するだけじゃなくて、その都度、毎年毎年新たな4名がきちんと専門家に指導を仰いでいるということで、きちっと技術レベル、知識レベルを維持しているということですね。わかりました。

これ、各消防署に今後1機ということは、これは、想定としては消防活動用ドローン、これ幾らやったか私忘れましたが、こっちのほうを配備するという構想なんですかね。そこまでまだ明確じゃないですかね。

○ 小谷消防本部総務課長

実際の現場活動でいくと、訓練用ドローンのほうは雨天飛行がちょっとできないということでございますので、導入するとあれば雨天対応できる消防活動用ドローンというふう

に思っていますけれども、今現在、消防救急課で指揮隊というのを設置してございまして、そこが基本的に運用をやっておるところで、今の災害の状況でございますと、1機の体制で今のところ十分対応いけるだろうというところで、これから、ずっとちょっと見ながら、実際、1機消防署のほうにもものを配置しても操作人員の養成も必要でございますので、ちょっと時間をかけながら、本当に各消防署に必要なかというのを見ていきながら、導入を図っていきたいと、そういうふうには思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。非常に有効な手段だと思いますので、順次、必要性をしっかりと検証しながら導入を進めていただきたいと思います。

これ、笹岡委員が議会で質問されて、正式な取り組みを提案されたことなので、しっかりと進めていただきたいと思います。

また、消防じゃないですけど、道路整備課もいろいろ情報提供していただきながら、これ、災害時は道路の状況収集という話もありますけれども、橋梁の下をぐるっと潜っているの点検とかも有効だと思いますので、ぜひとも情報提供お願いしたいと思います。

以上で。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

追加資料、何本か、ありがとうございました。

まず、新分署南北についての資料ですけれども、データ示していただいたとおり、新設の効果についてよくわかりました。

5ページの4番のところ、PA連携というやつが少なくないということから、説明にあったと思うんですけど、南北ともに2隊配置、2隊分の人員配置をする予定ですね。いつからって言いましたっけ。

○ 小谷消防本部総務課長

令和3年の12月に20名、最終的には増員させていただいて、消防学校、4月から12月ぐ

らいまで行きますので、戻ってきてから増員の体制が整うということでございますので、令和3年の12月以降に両分署配置できるという、そういうようなことでございます。

○ 豊田政典委員

通常の2隊配置されていて、同時に出ていく場合とPA連携と、やっぱり現場では速さは違うんですか。

○ 小谷消防本部総務課長

PA連携の場合ですと、消防分署に救急車が残っているのか、消防車が残っているのかによってちょっと異なることはございますけれども、同時に出れば、高層階であれば消防隊と連携しながら速やかに要救助者、1階におろして、速やかに搬送できると、そういった効果が多く望めますので、PA連携という効果はそういったところ出ると思っております。

○ 太田消防救急課長

現在、北部も南部も1隊しかおりませんので、そこでPA連携というのが、——PA、ポンプ車とアンビュランス、PAというふうな今使っているんですけど——一緒に出ようと思うと北部が出まして、例えば北消防署が出るという部分で、やはり若干到着は変わってきます。

ですけど、この2隊運用になりますと、北部で消防車と救急車が2隊いる、同時に出れるということは、例えば、そこからPA連携、2台必要だとなると一遍に出れますので、もうほぼ同時に到着をして活動ができるという状況になりますので、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、令和3年12月に北部分署、南部分署が2隊運用になると、同時に出れるということは、そこから、例えば先ほど言いました高層階、それとか、重篤な患者が出て、救急隊と消防隊が一緒に出るという事案が発生しましたら、一つの分署から1回に2台が出れるということで、すごい有効であるというような状況になるということでございます。

○ 豊田政典委員

それなんです。聞き方が悪かった、ごめんなさい。同時に出るのか、よそから出るのか

という。

ということは、それだけ早いし有効だということで、何とかならんですかね。何で令和3年12月まで待たなあかんのかなど。それはもう人員の数の問題。うまくやりくりというか、ふやすことはできない。

○ 坂倉消防長

今、採用計画を10名10名で増員というふうに今やっております。

その中で、来年の4月には増員10名、令和2年の4月です。令和3年の4月にはまた10名増員で合計20名増員と。最終的に、消防学校を卒業してきて、この20名の増員が部隊に配置できると、そういう状況でございますけれども、やはりどうしてもほかの署所の人数の配置もでございます。

その中で、今も実は標準勤務をする人間とか、いわゆる5名配置で4名で勤務しているという状況であるので、できるだけ出れるときには出すようには心がけておるんですけども、実際にいわゆる計画出動としてしっかりと配置できるというのは令和3年の12月というふうになるというのはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

わかりました。

それだけ効果あるし、きちっと配置したほうが有効だというのは、職場環境的にもいいでしょうから、なるべく早くやってほしいなと思うだけなんですけど、そう言われると仕方ないですね。消防自体がそう言うなら仕方ない。

この件、そこまでです。ただ、決算として非常に効果があったというのよくわかったので、北部分署の開署も、よかったなと思うというところでこの話は終わる。

次、行きましょうか。

次は6ページからの、何人かが請求した搬送時間のところです。

全国に比べて非常に優秀というか速い。ただ、伊勢はもっと速いというような話ですね。平成30年の決算なので、見ていくと伊勢は何でこんなに早いんですか、じゃ。

○ 田中救急救命室長

伊勢市の場合は、伊勢日赤病院がございまして、そこにほぼ救急車は搬送するということですので、病院がそこに集中するというか、そこが収容してもらえるとすることは、問い合わせも早くなるということで、おのずと搬送も速くなっていくということでございます。

○ 豊田政典委員

なるほど。

○ 萩須智之委員長

ちょっと待ってください。

伊勢日赤は、何でも受けるとかというような、特徴があるというのもちょうと説明していただいたほうがいいと思うんですが。たらい回しやないということですか。ちょっとその辺、特徴をちょっとお願いします。

○ 太田消防救急課長

三重県の医療の状況を見ますと、やはりこの北部という部分、北勢地域、医療、市立四日市病院、県立総合医療センターという三次医療機関が二つございます。また、津には三重大学医学部、それと、先ほど言いました伊勢という部分に関しましては、伊勢赤十字病院、こちらのほうが三次救命センターということで、あちらの南勢地域の救急を担っているという部分がございますので、それと、伊勢という部分、範囲も少し狭いというのもございます。

ですので、その一つの病院、伊勢の三次の救急医療が何とか地元の救急をとるという部分で頑張っていておるということで、伊勢としましては、範囲も狭いというのは一つ要因もありますし、伊勢赤十字病院、また、市立伊勢病院もございますけど、そちらのほうで収容が完結するという部分で、この時間が速くなっているというふう聞いております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それで、これまで四日市消防が掲げていた5分8分というのが、今回の北部分署の署所

配置によって達成できたとして、次のステージに行くわけですね。

総合計画の案に示されているのは、この搬送時間ですね。これ、少し今、考えている今後の目標の時間をちょっと再確認させてください。

○ 太田消防救急課長

豊田委員言われましたように、5分救急という部分で、その5分の捉え方が、こちらのほうに書いてございますように、5分と言うのは署所配置という部分でこの指標として出しておりましたので、特異な事案と高速道路なんかですと、ぐるっと回っていきますので、そういう事案を省いた時間ということで5分救急、そういう部分で署所配置もある程度完結したという部分。

今後は、やはり119番を受けてから医療機関収容までのトータルの時間ということで、平成30年中は32分25秒という数字が出ております。今後はこの時間をいかに縮めていくかというふうなことで、総合計画の中では32分ちょうどということで今出させていただいております。

ということから、やはり現場へ到着する、119番を受けて出すまでの時間、それと、現場へ到着するまでの時間、また、現場へ到着してから病院への連絡する時間、そういう部分、それと、現場を出発して医療機関に到着する時間、一つ一つをやはり縮めていくということでトータルの、少しでも患者さんを早く医療機関に搬送するという部分を目標として今後は取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

5分8分のときには、5分は命の助かる境目であるとか、8分は延焼が起こるかどうかの境目であるとかという説明をしたけど、その32分というのに何か根拠はあるんですか。

○ 太田消防救急課長

時間が、根拠というの、やっぱり早ければ早くその患者さんを、傷病者を病院の医療機関に搬送するというのが究極の目的でございます。

ですので、現在32分という部分は、ここ表を見ていただきますと33分、34分という時間かかっていた中を、昨年度中は32分25秒という部分で、少しでも縮めるという部分を目標

しておりますので、少しでも早くという部分で数字の32分というのを今示させていただいておる状況でございます。

○ 豊田政典委員

特別な根拠はないけれども、早くということですよ。

先ほどの話だと、伊勢との比較において、四日市の課題は病院だと、受け入れるほう、そういうふうにも聞こえるんですけど、そういうことを言いたいわけではないですよ。そういうことを言っているわけじゃないの。

改善というか32分の目標を達成するためには、幾つかの場面があるわけですよ。幾つかの場所があったり、要素があったり。病院と聞こえたんですけど。

○ 太田消防救急課長

病院が悪いという意味は全然ございません。

北勢地域の医療機関、すごく収容率もいいですので、先ほど申しましたように、3回以内で99.1%、これだけ受け取っていただいているというのは、やはりこれが100になるというのが一番目標なんですけど、先ほどの話、この32分という目標に関しまして、やはり119番を入電して、いかに早く指令を流すかというのも一つ、そこを縮めることもできます。

また、各消防署から現場へ着くまでの時間、その時間もやはり道路状況をふだんから把握しておくことによって可能になると。また、病院への、現場についてから、あと、病院への収容依頼と、この時間という部分、15分17秒という時間が示させていただいておりますけれども、こちらにおきましても、今後、総合計画のほうでも出させていただきましたように、電送、いろんな心電図を電送したりとか、状況を伝える、また、複数の救命士、例えば現在1名最低乗るのを、今後2名乗せることによりまして、1名が患者さんの観察を行う、もう1名がそういう電送をやったりやとか、医療機関との連絡をするという部分で、いかにその現場を早く出るとい部分も縮める、そういうのも努力をしていきます。

また、あとは、その現場から病院、医療機関への道、そういう部分もきちっと精査して、そこへ、病院へ入れるというような状況で、この32分という目標の中の一つ一つを少しずつ縮めていくという部分で救命士の養成なり、医療機関との連携という部分で今後働いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

四日市消防は男なので、よその批判はしないのかもしれないですけど、言うべきことは、僕は言うべきだと思うし、病院に注文というか課題があるなら、ここで言わなければよそで直接言ってもらえばいいんですけど、全体で改善していかないと目標達成できないと思うので、平成30年度の決算としては、一つの、次のステージに行くための目標ができたというところですかね。

ここで見えてきた課題、今いろいろ話ししてもらいましたから、それを整理して、具体的に取り組んでいただければなと思いました。

とりあえず、私、終わり。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

今、32分とありましたけれども、現場出発から医療機関までのこの時間というのは、これ、なかなか患者さんを搬送しておるのでスピードも出せずに、見ている限りゆっくりと安全に走行しているので、そんなにこの時間は短縮できないんだろうなと思っていますけれども、やはりこれ、結構、3回以内で99.1%ということは、4回以上、10回でも2件あるんですけど、この4回以上の数字というのは、余り病院を決まるまでの時間には影響していないのかなと感じておるんですけども、1回目から3回目、1回と3回もやるというのは、決定の時間というのは間隔として結構、1回目で決まるのと3回目で決まるのでは、大分違うという感覚なんですかね。

○ 田中救急救命室長

決定回数が1回、2回、3回とありますが、この断られる理由もいろいろございまして、ベッド満床とか処置困難とかと、いろいろあるんですが、それほど時間はかからないような感じがいたします。

もう、すぐ断っていただいて、もう次当たってくださいというような感じですので、そ

れほどその回数が多くなっているほど時間がたくさんという感じは余りいたしません。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、病院に連絡をして病院が決定するまで1回目、2回目、3回目というのはそんなに時間かからないとすると、現地に到着して今言われた救急救命士が2名体制と言われましたけど、現地に着いてからの処置にやっぱり時間がかかるというイメージなんですかね。

○ 太田消防救急課長

今はやっぱり救命士という部分で、現場での処置という部分がすごくふえてまいりました。

やはり、昔の話、昔はもう行ってすぐ搬送するというような救急でしたけど、今はやはり現場で必要な処置をするという部分で、その処置を行うという部分でやっぱり時間というのにも必要になってくるという部分もございますので、やはりそれをいかに縮めるかという部分も今やっている、救命士が1人よりやっぱり2人いたほうがそういう部分も、処置も早くなりますし、そういう部分で、今はやっぱり現場できちっと処置をする、それと、その現場の状況をきちっと医者に伝えることによって病院も受け入れ体制というのをきちっととれますので、その部分で、やはり電話3回という部分は大した時間、そんなにかからない状況なんですけど、やはり現場での処置という部分で少し時間を要しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、マンパワーとして1人よりも2人の救急救命士があればという話なんですけど、それは今後違う資料でも配置計画つくっていただいているので、これも進めていただくんでしょうけど、先進機器を活用することでそのデータのやりとりをできるとか、AIとかいろんなものが、IoTとかいろいろあるんですけど、そんなような可能性というか先進事例というのはあるんですかね。

○ 太田消防救急課長

先ほどマンパワーというお話で、少し、現在、救命士がやはり2名、複数乗れないという状況でございますので、先ほどお話ししていますPA連携という部分で、救急隊と消防隊、消防隊4人おりますので、そのもの行って現場で7人おりますので、そこで処置をしますと、少しでもマンパワーによって処置の手伝いをしたりとか、搬送の手伝いすることで今はやっておりますけど、やはり処置をやったりやろうと思えますとやっぱり救命士という部分が必要になってきますので、今後複数の救命士が乗れるような体制をとっていきたいという部分もございますし、もう一つは何でしたかね。

(発言する者あり)

○ 太田消防救急課長

I o Tですね、済みません。I o Tという部分で、実際に患者さんの情報、心電図の電送という部分は昔ありました。

救命士のこの制度が平成3年に始まりまして、その時代は、心電図を実際にとって、それを電送、医者に見ていただいてそこで判断していただく、電気ショックをそこでかけよとかという、具体的な指示をいただかないと救命士は活動できないという時代が平成3年ごろからの始まった時代です。

ですけど、やはりそうしておるとやっぱり救命することはできないということで、除細動に関しましては一般の市民も活用できるという、平成17年から変わってきたんですけど、そういう部分で、やはり電送というのを以前やっていたんですけど、やはりそれが時代とともに時間もかかるという部分で使わないようになってきたんですけど、やはり今後5Gというふうな部分で高速通信という部分でございますので、やはり心電図をとったりとか、あとは今の画像を、救急車内で画像を撮って、実際に医者に見ていただくという部分で、今後はそういうふうな時代になっていくという部分で、消防本部といたしましてもこの10年の総合計画の中でI o Tという部分もさらなる研究をして、いいものをやっぱり導入するという部分で調査研究をしていきたいなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、今の説明だと、そういう I o T なりという、5 G とかいうのは努力していくけれども、やっぱりマンパワーなんだというふうに僕は聞こえてきたんですけど、やっぱりそうなんですかね。

○ 坂倉消防長

私ども現場からいくと、やはりマンパワーという思いがあります。

やっぱり救急救命士が現場に複数いると、処置をするのと、ドクターとのコミュニケーションをするという、今は1人だと、ドクターとコミュニケーションをしながら処置をしていると、そういう状況でございます。やっぱりここは一番重点を置きたいなという思いがあります。

それから、もう一方、先ほどの I o T とか A I、5 G の関係でございますけど、これはなかなかお約束はできないんですけども、実はこの10年の今の新総合計画の重点プロジェクトに上げさせていただいて、やはり現場の画像を何とか私どもの指令センターとか、救命センター、いわゆるドクターのところに画像をリアルタイムで送りたい。

今、消防救急課長がお話ししました心電図電送というのは過去ございました。波形を送るとかということになるんですけども、それは今、できたら救急救命士のレベルが上がって、現場で波形を見てということなんですけど、やはりドクターも現場の状況、患者の状況を直接見たいという思いもございますので、ここはどうしてもいろんな技術開発に頼るところもございまして、この新総合計画の重点プロジェクトとして消防本部としても取り組んでいきたいと、そのように考えています。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、やはり現場到着から現場出発、ここでどう時間を短縮していくかということなので、32分という数字も出していただきましたけれども、その数字は、それはしっかり持っていただきながら、この中身をより、人の、救命士の配置も、しっかりもうやっていただいておりますけれども、これは P A 連携の新しい消防署員の増員ではないと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと、これはもう切にお願いをさせていただきます。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ほかいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

今の話の続きになるんですけど、救命士の資料も7ページにいただきました。

それで、簡単でいいんですけど、今も少し途中にあったように、かつてはここまでしかできなかったとか、こういう制約があった、救命士。これがどんどんできることが広がってきて、今はどうなっているのか、素人にわかりやすいようにちょっと経緯を教えてください。

○ 田中救急救命室長

救命士の処置についてご説明いたします。

昔は、平成3年から救命士の制度がありましたけれども、当初は心肺停止の人に対して点滴のルート、点滴の静脈路確保、点滴のルートをとりまして、お薬、アドレナリンを入れることができました。

それが当初でございまして、最近は処置も拡大いたしまして、心肺停止の前のショックの患者さんとか、交通事故とか、労働災害なんかでずっと下敷きになっていた、そういう挫滅症候群、そういうような患者様に対しても事前に、心肺停止前に静脈路確保をできるようになりました。

それと、低血糖の患者様に対して、血糖を測定いたしまして、静脈路確保、点滴のルートをしましてブドウ糖を投与することができるように現在なっております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それと、7ページ見ながらですけど、現状は十分に配置ができていないという話もあって、休みの方も含めて、これ見てよくわからない、最終形は何人置くんでしたっけ。それはいつなのか。今、76人なんですよね。

○ 坂倉消防長

実は、私どもの今の計画は、最終形は救急車1台に6名ですので、66名を現場に配置したいということで、今、この体制を目指して今まで養成をしてまいりました。

今後の話になりますけれども、この10年間、簡単に言いますと年間3名ずつ計画的に30名ほど養成をしていきたいという思いがございます。

最終形は、その10年後に救急車が11台か12台かとか、例えば、昼間だけ走る救急車を使うとかというのもございますけれども、今現状のまま11台でいくとしたら、10年後には現場に99人の救命士を配置したいと、そのように思っています。

以上です。

○ 豊田政典委員

内訳がよくわからないんですけど、11台で99名ということはどういうこと、9人ずつが3班あるということ。

○ 太田消防救急課長

現在、この資料のほうの上から2段目に、救急車1台当たり6名、これ今、三つの班がありますので、そこに1班2人ずつ配置するというので、3班かける2人ということで6名ということで、救急車1台に6名という部分で計画しておるということです。

11台ございますので66名の救命士が今の計画の中だと、現場に必要だということで養成をずっとしてまいりました。

現在の配置人員は70名ということで、この8月1日、7月に養成をしましたので、認定しましたので、70名になっておるんですけど、やはり先ほど言いましたように休みとか、そういう部分で1人になったりとか、また、夜、仮眠時間で寝ている時間でどうしても乗っていけないという部分で100%にはなっていないということなんですけど、この今の2名を3名にするということで、3班掛ける3名で9名となります。それに11台、今のこのまま車が、台数がふえませんか11台ですので、9名掛ける11台で99名という部分で、今の現時点では計画を今後していきたいというふうに考えている部分でございます。

よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

7 ページ、一番上に養成状況があるんですけど、これはどうなんですかね。さっきの話と絡めようと無理やりしているんですけど、もっと早めることはできないんです。3人、3人、3人というの、一気に30名。

○ 太田消防救急課長

この3名という部分なんですけど、この養成所というのが実は財団法人のほうで、財団がやっております、東京のほう、受け入れがどうしても決まっているんですね。

三重県から、例えば、四日市が3名出しますよ、桑名が2名出しますよということで、三重県の枠があります。

そこで、その枠で養成所のほうへ県のほうが割り振るといふ部分で、今、四日市が4名、5名出したいというふうに手を挙げたとしますと、受け入れ先がないという、やっぱりどうしても養成先、養成所がないという状況ですもので、今、四日市、これずっと3名出しているのは、三重県内でもずっと3名継続していると、4名または3名で継続しているという部分でいくと、どうしても受け入れ側の問題という部分も一つありますので、一度にたくさん出せないという状況でございます。

○ 豊田政典委員

県内各市、各消防署、全国的にふやそうという動きなんですね。いや、そうですか。

採用をふやして、南部分署、北部分署もふやして、救命士もたくさん一気に養成してついでできやんのかなと思ったんですけど、できやんのですか。

○ 坂倉消防長

救急救命士、大体その専門の研修所に6カ月間、寮に入るとか、名古屋ですと通学なんですけれども、そこで国家試験を受けてという形で養成します。

やはりこの養成所の枠が決まっているのと、やっぱりどこの消防もやっぱり救命士は計画的にふやしていきたいという思いがございまして、私ども、何とか3名は必ず確保していこうというところでございます。

一遍に10人とか20人とかということは、今現状の救急救命士の養成、全国の養成体制では不可能というふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 豊田政典委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 樋口博己委員

市立四日市病院に救急ワークステーションがあると思うんですけど、これとの連携で、搬送が、医療センターにはないのであれなんですけど、これで搬送が早くなるという、その効果とか、そういうのはあんまりない、関係性についてはどうなんですか。

○ 太田消防救急課長

ワークステーションという部分で、これはもう平成25年の1月から試行を始めて今ずっとやっている中で、このワークステーションで研修をしながら、市立四日市病院からも救急車は出ております。

そうしますと、ワークステーションで研修しているということは、今の病院の受け入れ状況がもうリアルタイムでわかっているという状況ですので、今は例えば重症患者が入っているという部分で救急出動、ワークステーションが出る場合もあります。

そうしますと、そこで、現場で重症患者という部分の患者さんですと、今は市立四日市病院、今の状況は重症が入っているということで受け入れが不可能というふうに判断しますと、1回目からもう県立総合医療センターへ電話するということになりまして、逆に市立病院が患者さんが今入っていないという状況がわかりますと、現場ですぐにもう市立四日市病院のほうへ連絡を入れたりできますので、ワークステーションをやることによって受け入れという、その時間というのは短縮されているのは現状でございます。

○ 樋口博己委員

今後、さらに充実するという方向性はないんですかね。医療センターは医療センターの話なので、医療センターにつくってと言っても難しい話かもわかりませんが、何かこう充実することでもう少し効率よくできるということはないんでしょうかね。

○ 太田消防救急課長

受け入れに関しましては、やはり現状で今の、患者さんの状況によって今ワークステー

ションで研修をしているという部分でわかるということで、メリットは絶対あるということなんですけど、ワークステーションの一つの目標としましては、やっぱり救急救命士の教育という部分で今、それを主に今やっておると、また、医療機関の関係者と顔の見える関係という部分をやっておりますので、そちらのほうもワークステーションではさらに充実させていきたいなというふうに考えておりますので、また、先ほど樋口委員言われましたように、これによって受け入れという部分に関しましても、ワークステーションをやっているメリットで、何かそういう受け入れが少しでも早くなるようなものがないかという部分も今後ちょっと研究なり調査をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

ちょっとこれ、今、運用としては1台。2台という可能性あるんですか。

○ 坂倉消防長

救急ワークステーションは平日の昼間だけ、いわゆるこれはER側の教育体制とかというのはございますので、それを、私ども中、北、南の消防署から、分署も救命士3名寄せて行っているという状況でございます。

これも、今、私ども実際に運用しておる11台の救急車のうちの1台でございます、やっぱりここは、ここに2台も3台もというわけにはなかなかいかんというのが現状でございますので、今のところこの1台でいこうと思います。

先ほど、課長が言いましたように、受け入れの部分では、そういった面では病院の処置の状況がわかっているので、割かし市立病院に運ぶ場合は効果があるとは思いますが、ほかの病院なんかだと一緒ですし、それから、出動になると、少しワークステーションは、救急、消防署から出動というわけではないので、そのときの状況によっていろんな研修を途中で中断したりとか、そういったデメリットもあります。

だから、そのバランスも考えて、今のところは救急ワークステーションはこの1隊で、救急救命士の教育、ただ、救急救命士の数がこれからふえてきたときに、これを、今でも県立総合医療センターとか羽津医療センターに教育をお願いしておるという状況でございますので、そういったところはこの3病院と十分連携をしながら、救命士の教育をしたいと、そのように思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員

時間が短縮することで、救われない命が救われるという大きな指標ではあるんでしょうけれども、いかに重篤患者に適格な処置を速やかにするか、結果として搬送するのに時間がかかったとしても、すぐに患者さんに対応するということが大事だと思いますので、何かそういう、32分は一つの大きな指標だと思いますけど、そういう速やかに適格な処置をできることで、本来の救急救命という使命が評価できるような、何かまた評価できるようなものを考えていただきたいなと思います。もうこれはお願いです。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員

これ、一般のやつのほうでええの。

会派のほうから言われてきたのでちょっと、まず、実績表の190ページ、主要施策。

せっかく現場到着というのが短縮されたという話の中で、ここの中に、消防車が現場に到着、放水時間までが8秒おくれるという、これって問題になるんじゃないのという指摘の中で、なぜおくれるような状況になっているのかという理由を聞いてこいと言われましたので、お尋ねしたいと思います。

まず、一つ。

○ 太田消防救急課長

火災におきましては、件数が年間110件というふうな統計で出ております。ですけど、やはり実際に放水しているという部分の、110件全て放水という部分でございませんもので、やはり全体の数がどうしても少ないのがございます。

それと、火災の発生場所によって、やっぱり平成29年と平成30年、やっぱりその発生場所等によってもやはり現場へ行って放水までの時間というのは若干変わってきますので、救急ですと1万5000件という部分の中の数字で出ているんですけど、やはり百何件、実際の放水として2桁の数字の中でこのデータを出しておりますので、どうしてもおくれとい

うのは、数字の差というのは年によって変わってくるという状況ですもんで、やはり8秒遅いという部分は実際に数字が出ておりますので、これは昨年から比べたらおくれるというふうには出ておるんですけど、統計上やはり母数が少ないという部分でこういうふうな結果というのにも出ているというののも一つございます。

○ 竹野兼主委員

例えば、放水時間をこのところで、前年度の比較として出さなあかんものなんですか。そういう意味合いで言うなら、こんな文書をつくったら当然、資料の中で見ていって、消防の緊急性という状況を考えたら、努力をしていなくっておくれておるという意味ではないとは思ふんやけど、こういう文言をつけられれば、何でこういうことになるんやと、しっかりともっとやらんかというような意見になる意味合いで言うなら、こういうものがどうしても必要なのかなというふうに思いますので、そのところについてはちょっと考えたほうがええん違ふかなというのは思うんですけど、いかがですか。

○ 坂倉消防長

私ども、委員おっしゃられるとおり、火災の場合は、先ほどの資料でも、文書をつくっても1件しかなくておくれたとかと言いますが、もうこれははっきり言って一生懸命、現場に向かって行っていますので、ちょっと私も資料、今、ご指摘を受けてご説明申し上げましたけれども、やっぱりこの資料がひとり歩きするということがありますので、ちょっとこの表現については、次回以降は十分に検討させてもらいたいと思います。

一番下の表を見ていただくと短縮できているというのはあるんですけども、分析してしまうと、放水時間がおくれているやないかというふうになりますもので、それは、これはどうしても私ども努力でカバーできない、消防車が着いてから燃えているところが遠かったら放水時間がおくれるとか、これは仕方がないこととございますので、これは私どもとしてはなかなか努力で成果が上げれないというようなことも含めまして、一度この表現については次回、十分検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員

きょう、またちゃんと説明はまたさせてもらっておきますので、理由はそういうことだ

ったということは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、続いて、192ページ、消防団退職報償金とあります。その他特財で1071万5128円ですけど、949万1000円、これは国からの退職金という形で規定の部分のところに出ていふと思ふんですけど、それ以外の103万円というの部分についてはどんなものに使われているのかというのをまずお尋ねしたいと思ひますが。

○ 坂倉消防長

これ、実は、私どもの条例で、国の基準は5年以上というふうになっておりまして、退職報償金の掛け金は5年以上で国から補填してもらいますけれども、これやっぱり私ども四日市市の処遇改善の一つとして、2年以上、5年未満、そこをいわゆる共済組合のルールを、四日市独自でプラスアルファでつくってございます。その部分については私ども一般財源で充当しておりますので、その差額でございます。

○ 竹野兼主委員

ということは、本来で言うなら5年以上でないと国からの特財として入らない部分をこのところに入れておるといふことで、理解していいですか。

○ 坂倉消防長

そのとおりでございます。

○ 竹野兼主委員

そのことはよくわかりました。手厚いんですけど、この特財の部分で、そうすると2年から5年のところはそういう部分があつて、30年以上は金額変わりませんよね。50年たつても、30年から変わらない。20年分のところって、四日市独自で何か考えることはないんですか。

○ 坂倉消防長

処遇の改善でございますけれども、一応、一つは年数はルールに基づきましてやらせていただいております。

ただ、いわゆる若いところの団員を確保しようといった意味合いも含めてこの2年から

5年というのをオリジナルでつくっておるというところでございまして、今ご指摘のあったいわゆる30年とか50年以上の部分については、現時点では今検討はできないのかなと、そのように思っています。

以上です。

○ 竹野兼主委員

高齢者についてはその部分ではないというふうに答弁いただいたということで、よく理解しました。理解できるかどうかというのはまた別にして、高齢者については涙をのんで泣いてもらうというような意味合いでとらせていただきます。ありがとうございます。

○ 土井数馬委員

さっきちょっと救急救命士のところで言い忘れたんですけれども、あれ見て、なかなか難しいわけですね、国家試験通るのに。やっぱり優秀な人じゃないとなかなか難しいと思うんですけど、募集の際にもそういったことで募集されるのかな。

それと、年に3人、4人をずっと養成していくわけなんですけれども、ただ、消防の方の定員がありますよね。しかし、養成を途中でとめるということもなかなか難しいと思うんですよ。年々、3人、4人ずつ養成して行って、でも、あと普通の職員の方をどうしていくのかというのをちょっと心配しておりますけれども、ただ、救急救命士はそのように養成していく、これから体制を整っていくというのであれば、そういったことも考えていただいて、十分に検討してやっていただく、これはもう要望しておきます。

もう一つは、救急概要のほうですけれども、さっき、入ってきたときに、熱中症の話も出ておったんですけれども、やっぱり年々救急件数がふえて、特に7月、8月がふえてきているんですけど、どんな病気か、どんな別かというのは明確には書いていないんですけど、やっぱり熱中症というのはふえておるのでしょうか。

○ 太田消防救急課長

熱中症に関しましては、去年はやはり全国的にすごく暑いということで、すごくふえておりました。今年度も、7月の後半が少し暑いということで、すごくふえたときがあったんですけど、去年に比べましてはきのう現在、90名ばかり減っておりますので、去年度と比べましたら減っておるといことなんですけど、やはりきのうきょうと、その前という、

ちょっと少し暑くなったという部分で、今までちょっとゼロで続いたのが、3名とかという部分で搬送されているような状況でございます。

○ 土井数馬委員

去年、ことしも異常に暑かったんですけれども、やっぱり昼中よりも夜のほうが多いわけですね、熱中症のほうは。だから、そういった意味でじゃんじゃんかかってくるものがあれば、前々から問題になっています、簡単に救急車を呼ぶというふうな、ありますけれども、この辺の判断というのは状況を聞いていただくんですけれども、どんなふう to 受け答えして判断をされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

救急車の要請でございますけれども、ニーズがあればもう私ども救急車を出すという形でございますので、夜間であろうが昼間でありましょうが、調子が悪いということであれば救急車を出すということで対応しております。

以上でございます。

○ 土井数馬委員

当然といえば当然なんですけれども、やはり簡単に救急車を呼ぶというふうな、誰に聞いても救急車を呼べばすぐに診ていただけるというふうなこともあるんですけれども、もちろんどんな状況かわかりませんので、手おくれになるということはもう許されないことですから、特にやっぱり啓蒙していただくとか、この軽度と、前からしてもらっていますけど、近くの病院へ行ってくれとかありますけれども、そういったことをやはり再度、やはり繰り返し繰り返し広報等でも結構ですし、皆さんに周知していただいて、本当の大事なときに救急車間に合わないということではだめですので、その辺また研究していただいて、救急概要のあり方というのをぜひまたつなげていっていただきたいと思いますので、これも要望をしておきます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

私、最後ですけれども、追加資料いただいた9ページ、外国語3者間同時通訳システム、説明してもらったんですけど、いま一つわからなくて、2番の実績ということで6件、7件とあるんですけど、着色部分は災害出動事案、それ以外は訓練とあって、テストだとか言われましたけど、もうちょっとかみ砕いて中身教えてもらえますか。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

着色部分のところは実災害、本当に119番通報していただいて出動していったというところでございます。

着色のないところは、今から訓練をしますというあらかじめアナウンスがあった上で訓練をしていただいたというものでございますので、その差でございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、去年ではテストですよ。平成30年は3件だったという理解でいいんですかね。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

平成30年の実災害での実績は3件ということでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ここから先もよくわかっていない人間の聞く話なんですけど、119番しますやん。そうすると、この消防本部指令員、上の図でいうところの①、まず、ここに必ずつながるんですよ。

その人が、通報者が全く日本語がわからないとして、何とか語で言ってきた、ポルトガル語で言ってきたら、この119番という指令員の方はいきなり転送するんですか。その辺の流れ1回ちょっと、わからない。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

他言語でかかってきた場合でございますけれども、指令課員は直接その3者間通話ができるところにいきなりつなぎます。いきなりつなぎますと、その3者間通話の業者でございますけれども、ここでどの言語かというのを選定して、その言語で対応していただくという形でございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

すごいですね、その通訳センター。1人の人が判別するのかな、よくわからないですけど。これ、結構、時間速いんですか。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

私もこのからくりを少し聞いたことがあるんでございますけれども、言葉ではなくて、その生まれた国はどこですかという聞き方を最初にするそうです。そこで選別をして、言語を決めるということで、お聞きをしています。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

鈴鹿や津も追随したというか後から導入している。1年に3件というのが少ないような気がするんですよ。そうすると、私、笹川ですけど、119番にかけたら必ずつながるので、日本語できなければ、あるいは片言でもつなぐんですかね、よくわからない、必要に応じてね。119番自体を知らないのかなという気がしてくるんですけど、そこまではわかりませんよね。

だから、これ、有効だとすれば、もっと周知すればより有効的に利用してくれる外国人がふえるような気もするんですけども、そのあたりの考え方というか、分析というか、そういうの何かありますか。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

今、四日市市のホームページも見ていただくとわかると思うんですけど、今トップページのほうに119番通報のこの多言語の広報をさせていただいているところでございます。

継続してこの広報をしながら、別の手段とかで広報をしっかりしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

笹川のブラジル人中心にしか知りませんが、彼らがどんな情報に触れるかというのがよくわかりませんが、しか知らないと言いながら余り知りませんが、土井さんが笑うので。

だから、なるべく、これ命にかかわる話なので、何とかして伝わるような方法というのを、まず伝えていただいて、まさかのときは119番へかけたら言葉もつながるし、命が助かる可能性が高いよというようなことを、よりきめ細かく今後は伝えていただくことによって一人でも助かれば、助かるというかいろんな意味で助かればいいかなと思いました。

以上です。

○ 竹野兼主委員

その話からいけば、市民文化部との連携というのが重要なのと違うかなと思うんですけど、そういうところはきちっとされているかどうかというのだけ、確認。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

この多言語119番は私ども消防、三重北指令センター単独で今行っていて、私どもが昨年の6月からの導入でございますけれども、特に市民文化部と連携をとっているというものではございません。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

そうじゃなくて、縦割りの部分であかんから、市民文化部ときちっと連携とってやっていかなあかんのと違うんですかという話です。

○ 坂倉消防長

多文化共生の切り口からいくと、もちろん市民文化部でございますので、市民文化部の

ご協力も得ながら、どういう形で広めていったらいいかという方法も含めて、市民文化部と連携を今後しっかりととっていきたいと思います。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

決算の資料かな、119番通報受け付け取り扱い状況というのがあるんですけど、これ、年間で、四日市、桑名、菰野含めて年間で3万7000件で、1日に相当かかってくるんですよ。

その中で、問い合わせとか間違いとかあるんですけど、例えば問い合わせは問い合わせですぐ転送して対応しているのとか、間違いとか、その辺の対応、こういうことを対応していることで混線することがないのかどうなのか、ちょっとその辺だけ教えていただけますか。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

問い合わせですけれども、内容といたしましては、よくあるのが、今どこの病院あいていますかとか、救急搬送ではないんですけども、どこの病院があいていますかという照会の電話が多いのと、間違いについては、よくあるのが、スマホにかわってきて、ポケットの中で勝手に押してしまったとかいうパターンでして、折り返すと、間違えましたとかという、はっきり答えが返ってくるものでございます。

以上がこの間違いと問い合わせの内容でございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

それで、本来の救急とかに業務として支障は来していなんのでしょうか、大丈夫なんでしょうかね、そういうのは。

○ 伊藤情報指令課課付主幹

特に支障は今のところございません。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました、済みません。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑がなければ、休憩せずに約2時間、おつき合いいただきましてありがとうございました。

そうしましたら、議員間討議についての提案をお受けしますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

なしのお声をいただきました。

それでは、ご質疑と議員間討議もないので、質疑をこの程度とします。

それでは、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

では、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第

9 款消防費、第 1 項消防費、第 1 目常備消防費、第 2 目非常備消防費、第 3 目消防施設費につきて、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会送りのご提案、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

ないということで、これにて消防本部所管の議題は全て終了しました。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第2目非常備消防費、第3目消防施設費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

本日はこの程度におさめさせていただきますでしょうか。

では、あすは朝10時から危機管理監で始めさせていただきますので、委員の方、よろしく願います。お疲れさまでした。

17 : 13 閉議